

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2022年9月 第2回訂正分)

株式会社グラッドキューブ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年9月16日に近畿財務局長に提出し、2022年9月17日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年8月25日付をもって提出した有価証券届出書及び2022年9月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集450,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,022,000株(引受人の買取引受による売出し830,000株・オーバーアロットメントによる売出し192,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2022年9月16日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し192,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

2 【募集の方法】

2022年9月16日に決定された引受価額(883.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(960円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「189,405,000」を「198,720,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「189,405,000」を「198,720,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「960」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「883.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「441.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき960」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
公募増資等の価格の決定にあたりましては、870円以上960円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数450,000株、引受人の買取引受による売出し830,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限192,000株（以下総称して「公開株式数」という。）を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき960円と決定いたしました。
なお、引受価額は1株につき883.20円と決定いたしました。
2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（960円）と発行価額（739.50円）及び2022年9月16日に決定した引受価額（883.20円）とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 2022年8月25日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2022年9月16日に資本組入額(資本金に組入れる額)を 1株につき441.60円に決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき883.20円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2022年9月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき883.20円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき76.80円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 上記引受人と2022年9月16日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「378,810,000」を「397,440,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「371,810,000」を「390,440,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、2022年9月7日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額390,440千円に本第三者割当増資の手取概算額上限168,574千円を合わせた、手取概算額合計上限559,014千円については、設備投資資金として①新規・既存サービスの開発・拡充、②社内システムの拡充、運転資金として③広告宣伝費、④社内セキュリティ拡充に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① 新規・既存サービスの開発・拡充

SPAIA事業で展開する既存サービスの拡充、新サービスの開発のために、開発費用として、231,600千円（2022年12月期：12,000千円、2023年12月期：73,200千円、2024年12月期以降：146,400千円）を充当する予定です。

② 社内システムの拡充

社内業務用システムの拡充のために、開発費用として、135,000千円（2023年12月期：45,000千円、2024年12月期以降：90,000千円）を充当する予定です。

③ 広告宣伝費

当社サービスの認知度拡大のために、インターネット広告の出稿及びTV CMへの費用として、159,360千円（2023年12月期：29,120千円、2024年12月期以降：130,240千円）を充当する予定です。

④ 社内セキュリティ拡充

社内の情報セキュリティ強化への費用として、6,000千円（2023年12月期：1,500千円、2024年12月期以降：4,500千円）を充当する予定です。

なお、残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針ですが、当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年9月16日に決定された引受価額（883.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格960円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「759,450,000」を「796,800,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「759,450,000」を「796,800,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し192,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4. 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「960」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「883.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき960」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数

大和証券株式会社	638,000株
株式会社SBI証券	64,000株
楽天証券株式会社	25,600株
みずほ証券株式会社	25,600株
野村證券株式会社	25,600株
松井証券株式会社	12,800株
岩井コスモ証券株式会社	12,800株
岡三証券株式会社	12,800株
あかつき証券株式会社	6,400株
極東証券株式会社	6,400株

引受人が全株買取引受けを行います。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき76.80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2022年9月16日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「175,680,000」を「184,320,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「175,680,000」を「184,320,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、行われる大和証券株式会社による売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び 6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「960」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき960」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、2022年9月16日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2022年8月25日及び2022年9月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 192,000株
募集株式の払込金額	1株につき739.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u>
払込期日	2022年10月31日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府大阪市中央区今橋四丁目2-1 株式会社みずほ銀行 大阪支店

(注) 割当価格は、2022年9月16日に883.20円で決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2022年10月26日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 (192,000株) を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2022年9月 第1回訂正分)

株式会社グラッドキューブ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2022年9月8日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2022年8月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集450,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,022,000株(引受人の買取引受による売出し830,000株・オーバーアロットメントによる売出し192,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2022年9月7日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2022年8月25日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. の全文削除及び 4. 5. 6. の番号変更

2 【募集の方法】

2022年9月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2022年9月7日開催の取締役会において決定された払込金額（739.50円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「367,200,000」を「332,775,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「367,200,000」を「332,775,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「198,720,000」を「189,405,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「198,720,000」を「189,405,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（870円～960円）の平均価格（915円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は411,750,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「739.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、870円以上960円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2022年9月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（739.50円）及び2022年9月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が発行価額（739.50円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2022年9月16日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「397,440,000」を「378,810,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「390,440,000」を「371,810,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(870円～960円)の平均価格(915円)を基礎として算出した見込額であります。2022年9月7日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額371,810千円に本第三者割当増資の手取概算額上限160,625千円を合わせた、手取概算額合計上限532,435千円については、設備投資資金として①新規・既存サービスの開発・拡充、②社内システムの拡充、運転資金として③広告宣伝費、④社内セキュリティ拡充に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① 新規・既存サービスの開発・拡充

SPAIA事業で展開する既存サービスの拡充、新サービスの開発のために、開発費用として、231,600千円(2022年12月期：12,000千円、2023年12月期：73,200千円、2024年12月期以降：146,400千円)を充当する予定です。

② 社内システムの拡充

社内業務用システムの拡充のために、開発費用として、135,000千円(2023年12月期：45,000千円、2024年12月期以降：90,000千円)を充当する予定です。

③ 広告宣伝費

当社サービスの認知度拡大のために、インターネット広告の出稿及びTV CMへの費用として、159,360千円(2023年12月期：29,120千円、2024年12月期以降：130,240千円)を充当する予定です。

④ 社内セキュリティ拡充

社内の情報セキュリティ強化への費用として、6,000千円(2023年12月期：1,500千円、2024年12月期以降：4,500千円)を充当する予定です。

なお、残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針であります。当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「796,800,000」を「759,450,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「796,800,000」を「759,450,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 売出価額の総額は、仮条件（870円～960円）の平均価格（915円）で算出した見込額であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「184,320,000」を「175,680,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「184,320,000」を「175,680,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件（870円～960円）の平均価格（915円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2022年8月25日及び2022年9月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 192,000株
募集株式の払込金額	<u>1株につき739.50円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2022年10月31日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府大阪市中央区今橋四丁目2-1 株式会社みずほ銀行 大阪支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2022年10月26日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2020年4月1日	2021年4月1日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 4,500株 (注) 5	普通株式 10,850株 (注) 6
発行価格	917円 (注) 3	4,062円 (注) 3
資本組入額	<u>459円</u>	2,031円
発行価額の総額	4,126,500円	44,072,700円
資本組入額の総額	<u>2,065,500円</u>	22,036,350円
発行方法	2020年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(省略)

5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員3名)により、新株予約権①の発行数3,000株、発行価額の総額2,751,000円、資本組入額の総額は1,377,000円となっております。

(省略)



Glad Cube

**新株式発行並びに
株式売出届出目論見書**

2022年 8 月

株式会社 グラッドキューブ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式367,200千円（見込額）の募集及び株式796,800千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式184,320千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を令和4年8月25日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 グラッドキューブ

大阪府大阪市中心区瓦町二丁目4番7号

本ページ及びこれに続く写真・図表などは、当社の概況などを要約し作成したものです。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の概況

社名の由来

グラッドキューブは、「喜び (glad)」を「カタチにする (cube)」という2つの単語を組み合わせ、2007年に名付けました。

これは、私達が関わるお客様はもちろんですが、社員やその家族に至るまで喜びの輪を広げていくことを意味しています。

社員の働きやすい環境を作り、その社員がお客様に最大の喜びを生み出すサービスを提供する。そのために、私達は日々最善の方法を模索し実行し続ける努力をしています。

事業概要

当社は「データ×解析の力でSaaS企業として世界中のプラットフォームとなる」を経営ビジョンに掲げ、主にインターネットを活用して事業拡大、販売促進を実現したい企業に対して以下3つの事業を展開しております。

「SaaS事業」

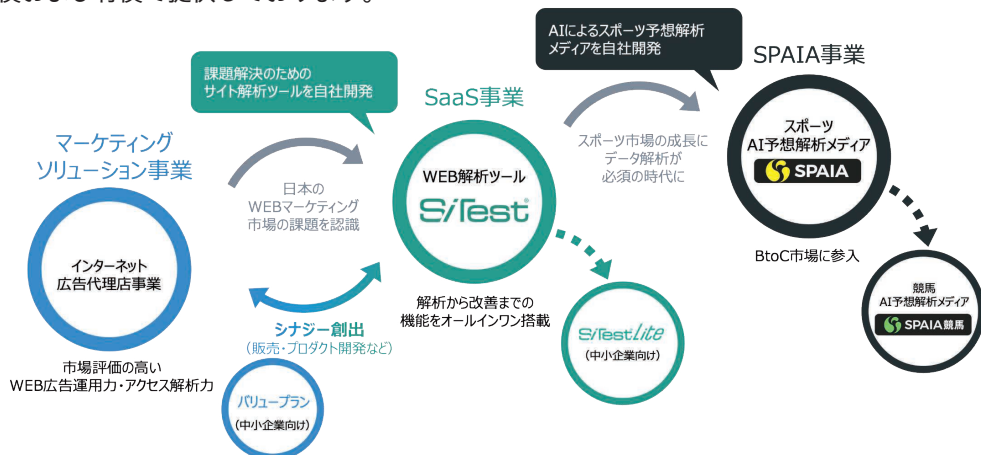
自社開発したサイト解析オールインワンツールのSiTest（サイテスト）を用いたウェブサイト解析、アクセス解析、サイト制作、コンテンツ制作、コンサルティングによる包括的なデジタルマーケティング施策を顧客に提供しております。SiTestは月額制で利用できるサブスクリプションモデルです。

「マーケティングソリューション事業」

インターネット広告代理店としてあらゆるインターネット広告の提案型運用、コンテンツ制作、アクセス解析を行い、広告効果を報告するために事業部内で作成したレポート等の成果物を顧客に提供しております。

「SPAIA事業」

自社開発によるSPAIAのメディア運用、AIによるプロ野球及びサッカーの勝敗予想、スーパー選手名鑑、SPAIA競馬のウェブ・アプリで予想オッズ配信や予想に役立つコンテンツ等を一般消費者へ無償提供しているほか、AI予想家によるAI競馬予想、詳細な競馬データ等を一般消費者へ無償および有償で提供しております。



2. 事業の内容

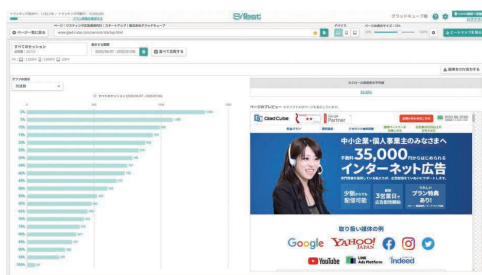
SaaS事業

SiTestはウェブサイト解析から改善まで一気通貫して実施できるオールインワンのサブスクリプション型ウェブサイト解析ツールです。顧客のウェブサイトを訪れたユーザーがどこを閲覧しているか、クリックしているかを可視化するヒートマップを提供しております。ユーザー行動が蓄積されたデータを検証し仮説を立て、管理画面内からユーザーテスト（A/Bテスト、スプリットテスト）を行うことにより、ウェブサイトの課題を発見し最適化を行うことができます。

一般的にA/Bテストを行うには別のウェブサイトを2つ以上制作してテストを実施するため、コストと時間を必要としますが、SiTestでは専門的な知識を持たないユーザーでも即時にテスト用のウェブサイトを作成できることが特徴です。ショッピングカートや入力フォームを最適化するEFO（Entry Form Optimization）、マーケティング担当者の効率化をサポートするAI搭載の自動レポート機能など、ウェブサイトの最適化に必要な機能をオールインワンで兼ね備えているのがSiTestの最大の特徴であります。

■SiTestの主な機能

スクロールデータ (パソコン・スマートフォン・タブレット)



各ページの到達数・到達率・離脱数・離脱率・平均滞在時間の数値をグラフで表示

マウスグラフィ (スマートフォン・タブレット)



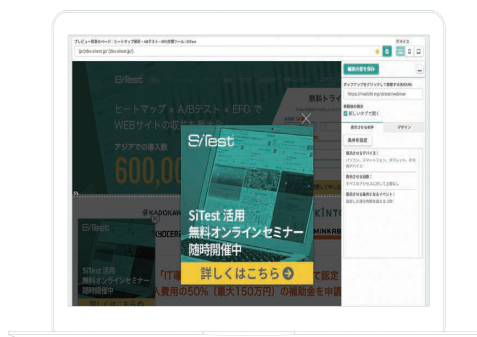
パソコンを使用しているサイト訪問者の「マウスの動き」を視覚化

タッチアクション (スマートフォン・タブレット)



スマートフォンを使用しているサイト訪問者の「フリック・スワイプ・拡大縮小などを行った位置」を視覚化

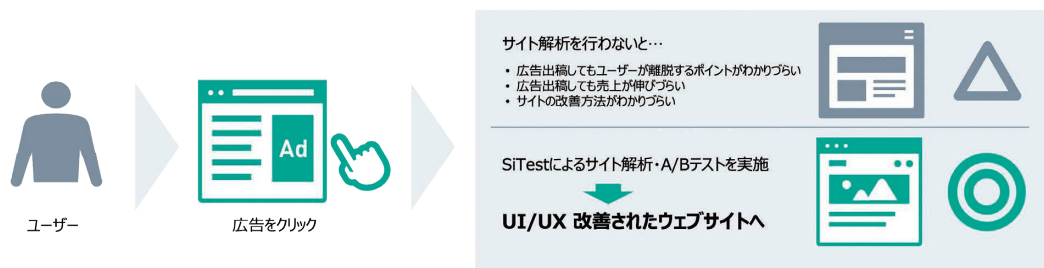
ポップアップ機能(パソコン・スマートフォン・タブレット)



任意の画像を、指定したページにリンク付きのポップアップとして表示

■SiTest開発の背景

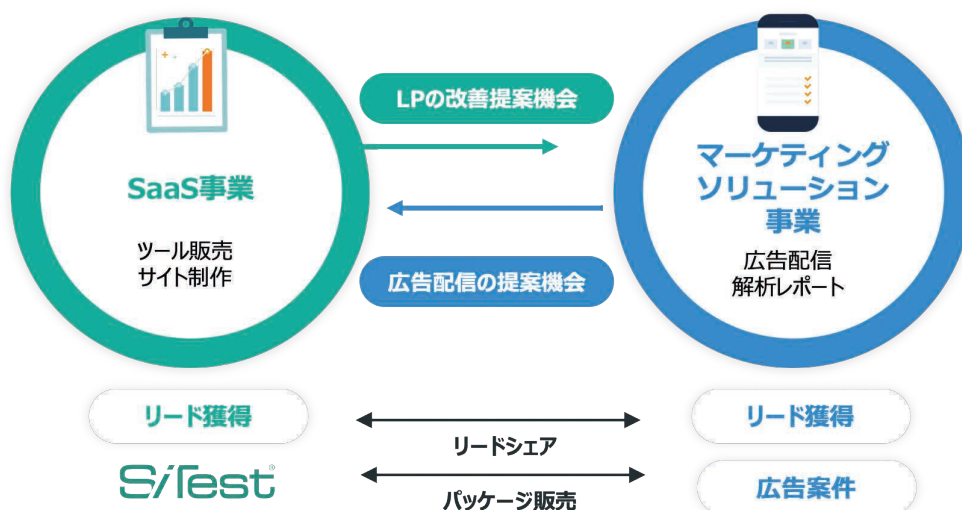
WEB広告出稿における課題：着地先のウェブサイトと広告の整合性がない、あるいはウェブサイトの使い勝手（UI/UX）が悪いとユーザーは簡単に離脱し、期待した成果（CV改善、売上向上等）が見込めないため、広告代理店視点のマーケティング手法に合ったサイト解析ツール『SiTest』を自社開発しました。



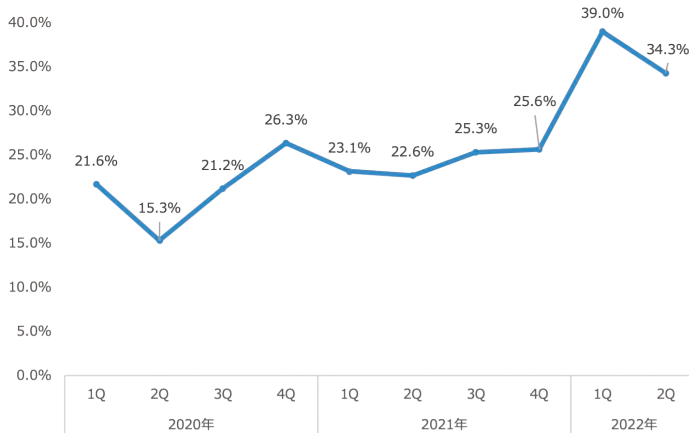
マーケティングソリューション事業

当該事業においては、主に大企業・中小企業に対してインターネット上の包括的なマーケティング支援を展開しております。人材のリソース不足や専門的な知識を持たない企業の課題に対し、現状分析から戦略立案、効果的な出稿媒体選定、コンテンツ制作、実行、効果測定までワンストップで提供しております。十分な予算やリソースが不足している中小企業、個人事業主に対しては低額プランを提供しており、幅広い企業の収益機会の拡大に貢献しております。当該事業の顧客に対してもSaaS事業のプロダクトであるSiTest等を提供することにより更なる価値を提供可能であることから、両事業間でのリードシェアを積極的に実施しております。当社は営業専任の人材を有していないものの、広告運用及び顧客折衝教育まで幅広く社員教育を行っております。そのため、顧客の求めるビジネス成果の達成に寄与しております。

パッケージ販売につながる仕組み



SaaS事業とマーケティングソリューション事業 KPI



【クロスセル計算方法】

- ・分母をSaaS事業全体とマーケティングソリューション事業全体の売上合計とし、分子はSaaS事業とマーケティングソリューション事業両方で取引のある顧客の売上高の合計です。
- ・クロスセルの成長戦略を開始した2020年12月期からとしています。
- ・クロスセル売上比率はQの平均値で計算しています。

SPAIA事業

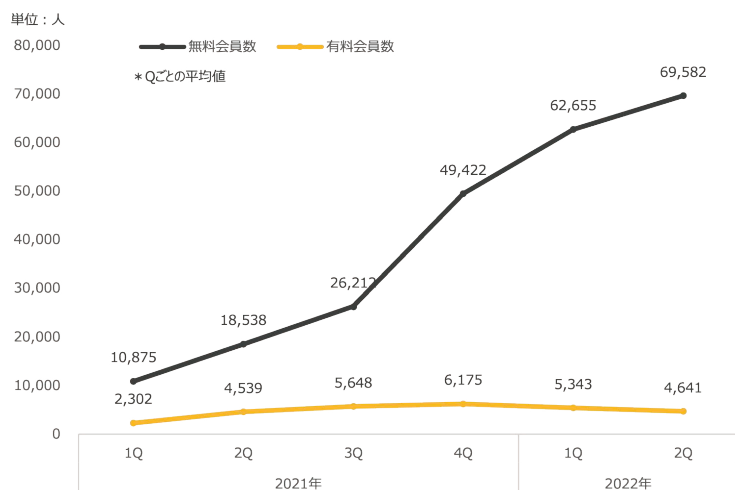
当社はAIの機械学習を使用したスポーツメディアプラットフォームとして、プロ野球一球速報等を軸とするSPAIAを基本的に運営しております。その中でも顧客需要に着目したほか、基本のSPAIAとは異なるデータ及びAIを搭載していること等を背景として、特にSPAIA競馬に注力しております。

■SPAIA競馬

SPAIA競馬は基本のSPAIAから競馬コンテンツを切り出したサブスクリプション型サービスであります。SPAIA本体のAIとは異なるAIを搭載していること、異なるデータを活用していることなどから、アプリもSPAIA本体と分けて開発及び運用しております。SPAIA競馬には有料会員と無料会員があります。有料会員（月額課金）の場合、コースが3種類（ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド）あり、無料会員では利用できないAIによる解析データを付加価値として提供している他、コースごとに利用可能なコンテンツの範囲・質が異なります。

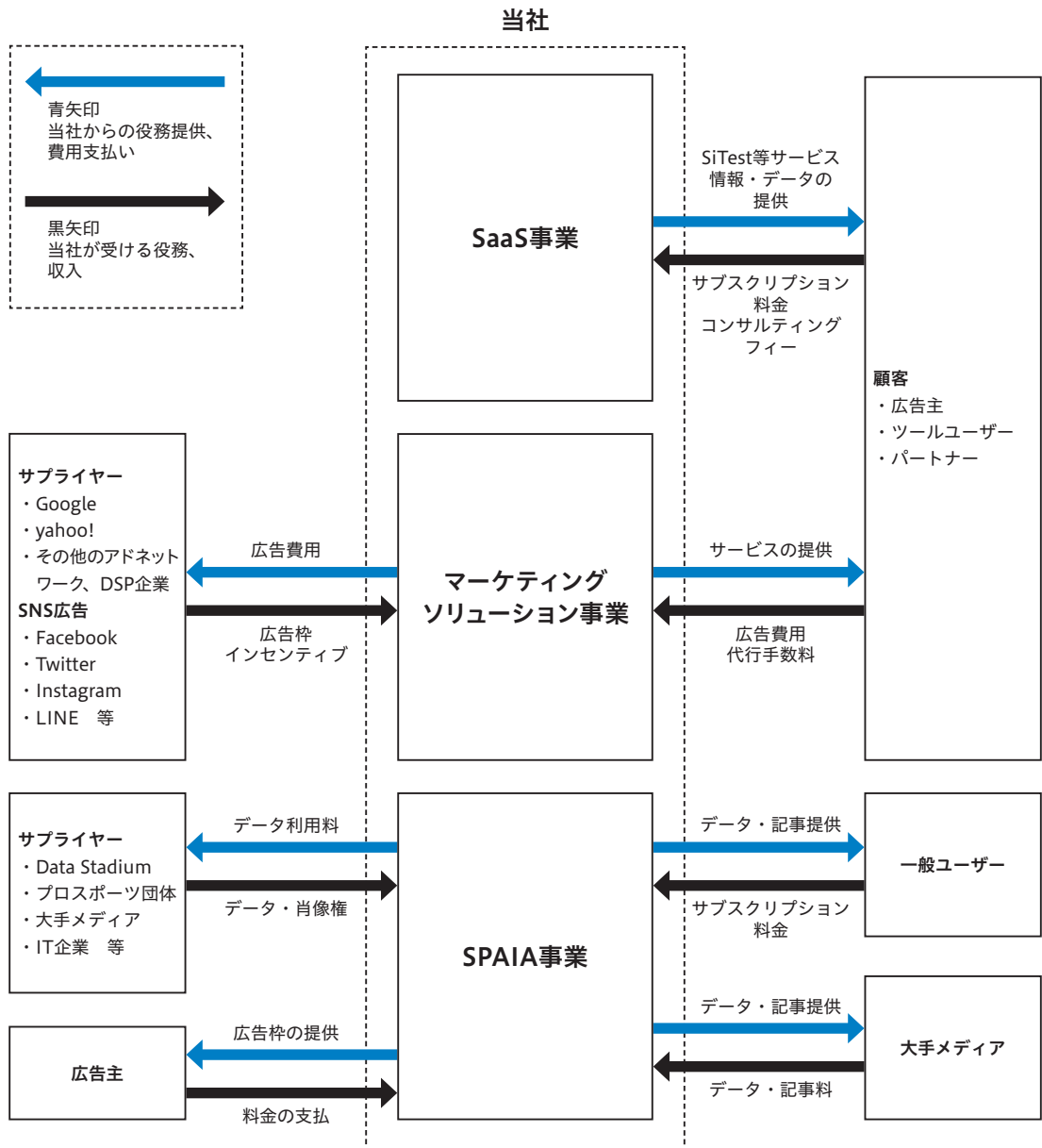


Sports を
AI で
Analyze する



有料会員数とは、当社が提供しているダイヤモンド・プラチナ・ゴールドの登録会員数から算出しており、四半期ごとの平均値をとっています。

事業系統図



3. 業績等の推移

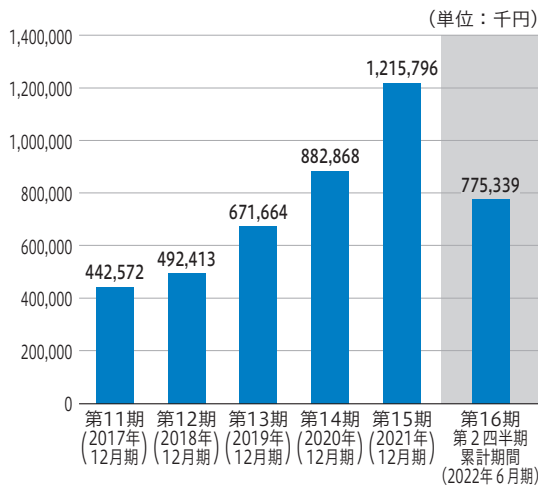
●主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第11期 2017年12月	第12期 2018年12月	第13期 2019年12月	第14期 2020年12月	第15期 2021年12月	第16期第2四半期 2022年 6 月
売上高 (千円)	442,572	492,413	671,664	882,868	1,215,796	775,339
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△66,228	6,813	62,555	126,717	298,606	283,866
当期 (四半期) 純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△103,657	3,472	80,347	86,353	201,998	185,819
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,562	85,494	85,494	85,494	85,494	85,494
発行済株式総数 普通株式 (株)	10,750	1,075,000	1,075,000	1,075,000	1,075,000	7,431,000
A 種優先株式	—	163,500	163,500	163,500	163,500	—
純資産額 (千円)	△70,979	82,356	162,704	249,057	451,056	636,876
総資産額 (千円)	445,689	738,693	826,489	1,308,554	1,963,776	2,293,205
1 株当たり純資産額 (円)	△6,602.72	△62.80	11.94	33.52	60.70	85.71
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期 (四半期) 純利益 又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△9,642.53	3.23	74.74	11.62	27.18	25.01
潜在株式調整後 1 株当たり 当期 (四半期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△15.9	11.1	19.7	19.0	23.0	27.8
自己資本利益率 (%)	—	4.2	65.6	41.9	57.7	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	285,706	400,275	66,911
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△45,498	13,309	△13,254
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	197,691	△40,084	371,242
現金及び現金同等物の 期末 (四半期末) 残高 (千円)	—	—	—	796,380	1,169,882	1,594,781
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	41 (17)	53 (24)	64 (—)	81 (—)	94 (—)	— (—)

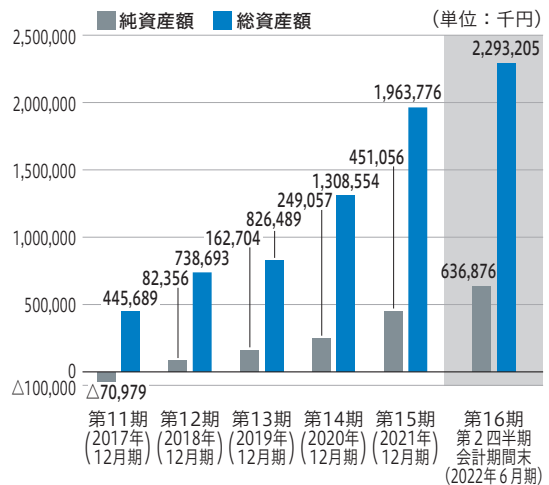
- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税等の会計処理において、第11期は税込みの金額であり、第12期以降は税抜きの金額であります。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1 株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
5. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後 1 株当たり当期 (四半期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第11期は 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第11期、第12期及び第13期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
10. 第11期、第12期及び第13期については、会社計算規則 (平成18年財務省令第13号) の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2 第1 項の規定による監査証明を受けておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄 () 外書は臨時雇用者数 (パートタイマーを含み、派遣社員を除く) の年間平均人員であります。なお、第13期、第14期及び第15期の平均臨時雇用者数については、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
12. 第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2 第1 項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第16期第2 四半期の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (平成19年内閣府令第63号) に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2 第1 項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
13. 2018年2月14日付でA 種優先株式を1,635株発行しております。
14. 2018年8月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益を算定しております。
15. 当社は、2022年6月11日付で株式1株につき6株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期 (四半期) 純利益を算定しております。
16. 当社は、2022年6月11日付で株式1株につき6株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書 (1 の部)」の作成上の留意点について」 (平成24年8月21日付東証上審第133号) に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値 (1 株当たり配当額についてはすべての数値) については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第11期 2017年12月	第12期 2018年12月	第13期 2019年12月	第14期 2020年12月	第15期 2021年12月	第16期第2四半期 2022年 6 月
1 株当たり純資産額 (円)	△9.55	11.08	21.90	33.52	60.70	85.71
1 株当たり当期 (四半期) 純利益 又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△0.14	0.47	10.81	11.62	27.18	25.01
潜在株式調整後 1 株当たり 当期 (四半期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

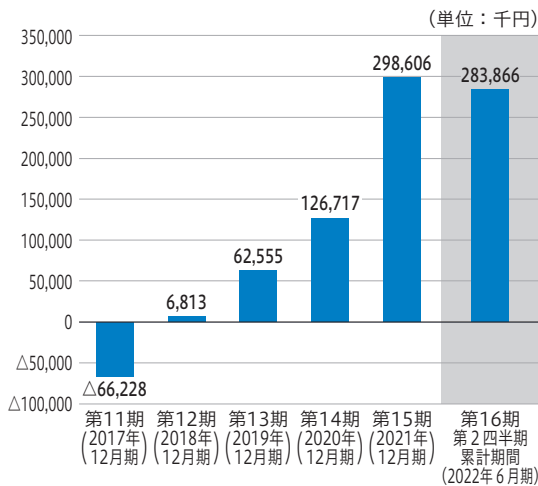
売上高



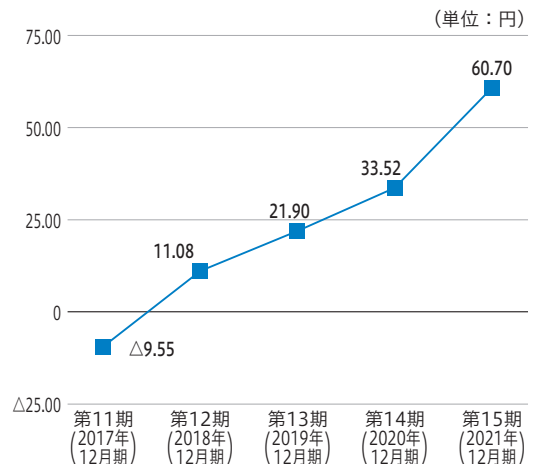
純資産額・総資産額



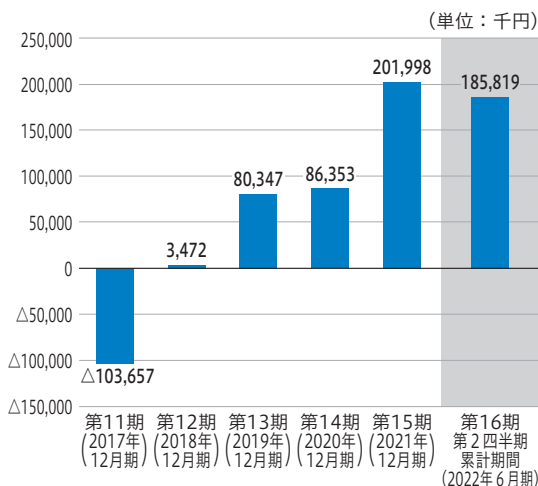
経常利益又は経常損失 (△)



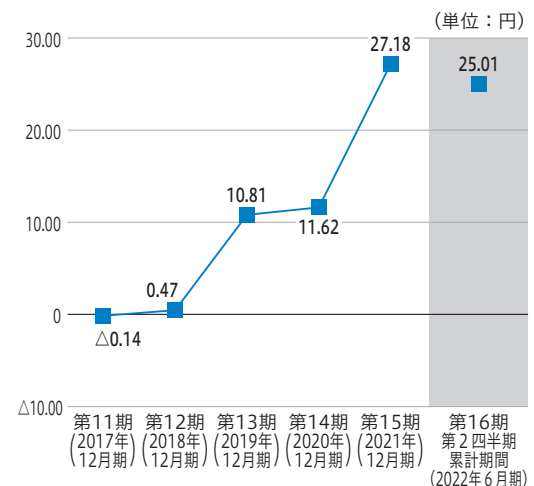
1株当たり純資産額



当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



(注) 当社は、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)」の各グラフでは、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を記載しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	23
5 【従業員の状況】	24
第2 【事業の状況】	25
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	25
2 【事業等のリスク】	27
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
4 【経営上の重要な契約等】	38
5 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	40

第4	【提出会社の状況】	41
1	【株式等の状況】	41
2	【自己株式の取得等の状況】	60
3	【配当政策】	61
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	62
第5	【経理の状況】	73
1	【財務諸表等】	74
第6	【提出会社の株式事務の概要】	116
第7	【提出会社の参考情報】	117
1	【提出会社の親会社等の情報】	117
2	【その他の参考情報】	117
第四部	【株式公開情報】	118
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	118
第2	【第三者割当等の概況】	119
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	119
2	【取得者の概況】	120
3	【取得者の株式等の移動状況】	121
第3	【株主の状況】	122
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	近畿財務局長		
【提出日】	2022年8月25日		
【会社名】	株式会社グラッドキューブ		
【英訳名】	GLAD CUBE Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 金島 弘樹		
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号		
【電話番号】	06-6105-0315（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 西村 美希		
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号		
【電話番号】	06-6105-0315（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 西村 美希		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		367,200,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		796,800,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		184,320,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	450,000 (注)3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 2022年8月25日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 発行数については、2022年9月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2022年8月25日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2022年9月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2022年9月7日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	450,000	367,200,000	198,720,000
計(総発行株式)	450,000	367,200,000	198,720,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年8月25日開催の取締役会決議に基づき、2022年9月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（960円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は432,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年9月20日(火) 至 2022年9月26日(月)	未定 (注) 4	2022年9月27日(火)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2022年9月7日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、2022年9月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 2022年9月7日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2022年9月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 2022年8月25日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2022年9月16日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2022年9月28日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2022年9月9日から2022年9月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大阪支店	大阪府大阪市中央区今橋四丁目2-1

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはい行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	450,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年9月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	450,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2022年9月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（2022年9月16日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
397,440,000	7,000,000	390,440,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（960円）を基礎として算出した見込額であります。2022年9月7日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額390,440千円に本第三者割当増資の手取概算額上限168,574千円を合わせた、手取概算額合計上限559,014千円については、設備投資資金として①新規・既存サービスの開発・拡充、②社内システムの拡充、運転資金として③広告宣伝費、④社内セキュリティ拡充に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① 新規・既存サービスの開発・拡充

SPAIA事業で展開する既存サービスの拡充、新サービスの開発のために、開発費用として、231,600千円（2022年12月期：12,000千円、2023年12月期：73,200千円、2024年12月期以降：146,400千円）を充当する予定です。

② 社内システムの拡充

社内業務用システムの拡充のために、開発費用として、135,000千円（2023年12月期：45,000千円、2024年12月期以降：90,000千円）を充当する予定です。

③ 広告宣伝費

当社サービスの認知度拡大のために、インターネット広告の出稿及びTV CMへの費用として、159,360千円（2023年12月期：29,120千円、2024年12月期以降：130,240千円）を充当する予定です。

④ 社内セキュリティ拡充

社内の情報セキュリティ強化への費用として、6,000千円（2023年12月期：1,500千円、2024年12月期以降：4,500千円）を充当する予定です。

なお、残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出、投資に充当する方針ですが、当該内容等について現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（注）設備計画の内容については、「第二部「企業情報」第3「設備の状況」3「設備の新設、除却等の計画」」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年9月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	830,000	796,800,000	大阪府大阪市中央区 金島 弘樹 720,000株
				大阪府大阪市生野区 金島 由樹 80,000株 神奈川県川崎市宮前区 財部 友希（戸籍名：畝田 友希） 30,000株
計(総売出株式)	—	830,000	796,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
3. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（960円）で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売価 価格 (円)	引受 価額 (円)	申込 期間	申込 株数単位 (株)	申込 証金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 9月20日(火) 至 2022年 9月26日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券 東京都港区南青山二丁目6番 21号 楽天証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13 番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4 番地 松井証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁 目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17 番6号 岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8 番1号 あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一 丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売価の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売価、引受価額及び申込証金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価決定日（2022年9月16日）に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2022年9月16日に元引受契約を締結する予定です。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2022年9月28日（水））の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定です。上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証金を添えて申込みをするものとなります。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	192,000	184,320,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	192,000	184,320,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2022年9月28日から2022年10月26日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（960円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注)1	自 2022年 9月20日(火) 至 2022年 9月26日(月)	100	未定 (注)1	大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2022年9月16日）において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2022年9月28日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロースへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2022年9月28日に東京証券取引所グロースへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2022年8月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 192,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2022年10月31日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府大阪市中央区今橋四丁目2-1 株式会社みずほ銀行 大阪支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2022年10月26日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である金島弘樹、金島由樹及び財部友希（戸籍名：畝田友希）、並びに当社株主である株式会社ゴールドアイランドは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2023年3月26日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社株主である、MICイノベーション4号投資事業有限責任組合、NTTインベストメント・パートナーズファンド2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2022年12月26日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等は除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する財部友希（戸籍名：畝田友希）、金島由樹、上杉辰夫、西村美希、森住曜二は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2023年3月26日）までの期間、主幹事会

社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

そして、当社の新株予約権を保有する玉屋 宏祐、松田 政志、牧 昂弘、宮島 敬右、請川 公一、三代 豪、古田 英里子、南 吉隆、久保 健人、大塚 健士郎及び西坂 恵美他22名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(2023年3月26日)までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等(ただし、その売却価格が本募集等における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等は除く。)を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(2023年3月26日)までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等(ただし、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(2023年3月26日)までの期間に行使又は譲渡されないものであり、かつ、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目(2023年3月26日)までの期間の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1.0%を超えないものに限る。)を除く。)を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部「株式公開情報」第2「第三者割当等の概況」」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	442, 572	492, 413	671, 664	882, 868	1, 215, 796
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	△66, 228	6, 813	62, 555	126, 717	298, 606
当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	△103, 657	3, 472	80, 347	86, 353	201, 998
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10, 562	85, 494	85, 494	85, 494	85, 494
発行済株式総数 普通株式 (株)	10, 750	1, 075, 000	1, 075, 000	1, 075, 000	1, 075, 000
△種優先株式	—	163, 500	163, 500	163, 500	163, 500
純資産額 (千円)	△70, 979	82, 356	162, 704	249, 057	451, 056
総資産額 (千円)	445, 689	738, 693	826, 489	1, 308, 554	1, 963, 776
1株当たり純資産額 (円)	△6, 602. 72	△62. 80	11. 94	33. 52	60. 70
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△9, 642. 53	3. 23	74. 74	11. 62	27. 18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△15. 9	11. 1	19. 7	19. 0	23. 0
自己資本利益率 (%)	—	4. 2	65. 6	41. 9	57. 7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	285, 706	400, 275
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△45, 498	13, 309
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	197, 691	△40, 084
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	796, 380	1, 169, 882
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	41 [17]	53 [24]	64 [—]	81 [—]	94 [—]

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税等の会計処理において、第11期は税込みの金額であり、第12期以降は税抜きの金額であります。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第11期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。

8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

9. 第11期、第12期及び第13期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
10. 第11期、第12期及び第13期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄〔〕外書は臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均人員であります。なお、第13期、第14期及び第15期の平均臨時雇用者数については、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
12. 第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
13. 2018年2月14日付でA種優先株式を1,635株発行しております。
14. 2018年8月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
15. 当社は、2022年6月11日付で株式1株につき6株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
16. 当社は、2022年6月11日付で株式1株につき6株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
1株当たり純資産額 (円)	△9.55	11.08	21.90	33.52	60.70
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△0.14	0.47	10.81	11.62	27.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

提出会社は、2007年大阪市生野区において、インターネットコンサルティングを目的とする会社として、現在の株式会社グラッドキューブの前身である「合同会社GLAD CUBE」を創業いたしました。

その後、2008年2月に本社を大阪市中央区に移転し、ネット広告代理、ウェブサイト解析、メディア事業を目的とする会社に改め、商号も「株式会社グラッドキューブ」に変更いたしました。

合同会社GLAD CUBE設立以後の当社に係る経緯は次のとおりであります。

年月	概要
2007年1月	合同会社GLAD CUBE設立（大阪府大阪市生野区）
2008年2月	株式会社グラッドキューブとして組織変更 リスティング広告のコンサルティングを開始
2011年1月	マーケティングソリューション事業を開始
2011年10月	Google Excellent Performer Award 最優秀賞受賞
2013年3月	サイト制作サービスを開始
2013年4月	東京支社開設（東京都渋谷区） SaaS事業開始 ウェブ解析ツール「SiTest（サイテスト）」β版ローンチ Facebook（現：Meta Platforms）広告代行サービスを開始 アクセス解析サービスを開始
2014年3月	東京支社移転（東京都渋谷区）
2014年9月	大阪本社移転（大阪府大阪市中央区）
2016年5月	「SiTest」AIレポート機能を提供開始
2016年9月	SPAIA（スパイア）事業開始 スポーツAI予想解析メディア「SPAIA」β版ローンチ
2017年1月	「SiTest」ディープラーニングによる自動返信機能を提供開始
2017年7月	大阪本社移転（大阪府大阪市中央区） 東京支社移転（東京都港区）
2018年2月	MICイノベーション4号投資事業有限責任組合及びNTTインベストメント・パートナーズファンド2号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施 NTTグループとの取引開始
2018年12月	「SPAIA」アプリ版ローンチ
2019年7月	「SiTest Lite」ローンチ
2019年12月	競馬AI予想解析メディア「SPAIA AI競馬」（現：SPAIA競馬）β版ローンチ
2020年3月	東京支社移転（東京都港区）
2020年11月	「SPAIA AI競馬」アプリ版ローンチ
2022年7月	サイト高速化ツール「FasTest（ファーステスト）」β版ローンチ

3 【事業の内容】

当社は「データ×解析の力でSaaS企業として世界中のプラットフォームとなる」を経営ビジョンに掲げ、主にインターネットを活用して事業拡大、販売促進を実現したい企業に対して以下3つの事業を展開しております。

「SaaS事業」…自社開発のSiTestを用いたウェブサイト解析、アクセス解析、サイト制作、コンテンツ制作、コンサルティングによる包括的なデジタルマーケティング施策を顧客に提供しております。

「マーケティングソリューション事業」…インターネット広告の提案型運用、コンテンツ制作、アクセス解析を行い、広告効果を報告するために事業部内で作成したレポート等の成果物を顧客に提供しております。

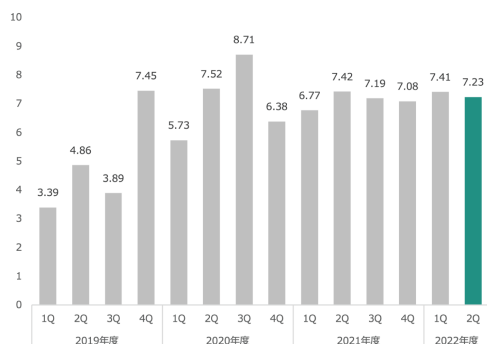
「SPAIA事業」…自社開発によるSPAIAのメディア運用、AIによるプロ野球及びサッカーの勝敗予想、スーパー選手名鑑、SPAIA競馬のウェブ・アプリで予想オッズ配信や予想に役立つコンテンツ等を一般消費者へ無償提供しているほか、AI予想家によるAI競馬予想、詳細な競馬データ等を一般消費者へ有償で提供しております。プロ野球及びサッカーのデータ提供元であるデータスタジアム株式会社と協業し、プロ野球一球速報ウィジェットを顧客に提供しております。

(1) SaaS事業

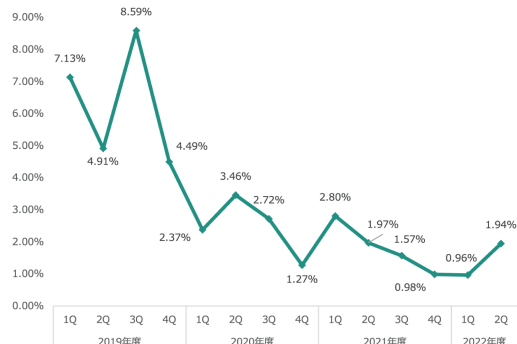
SiTestはウェブサイト解析から改善まで一気通貫して実施できるオールインワンのサブスクリプション型ウェブサイト解析ツールであります。顧客のウェブサイトを訪れたユーザーがどこを閲覧しているか、クリックしているかを可視化するヒートマップを提供しております。ユーザー行動が蓄積されたデータを検証し仮説を立て、管理画面内からユーザーテスト（A/Bテスト、スプリットテスト）を行うことにより、ウェブサイトの課題を発見し改善を行うことができます。一般的にA/Bテストを行うには別のウェブサイトを2つ以上制作してテストを実施するため、コストと時間を必要としますが、SiTestでは専門的な知識を持たないユーザーでも即時にテスト用のウェブサイトを作成できることが特徴であります。ショッピングカートや入力フォームを最適化するEFO（Entry Form Optimization）、マーケティング担当者の効率化をサポートするAI搭載の自動レポート機能など、ウェブサイトの最適化に必要な機能をオールインワンで兼ね備えているのがSiTestの最大の特徴であります。

当社の営業プロセスモデルでは、潜在顧客を獲得し見込顧客に転換するマーケティング担当、見込顧客の育成を行うインサイドセールス担当、ツールの活用支援やサポートを行い契約継続を促すカスタマーサクセス担当があります。セールスコストの削減を可能とするマーケティングソリューション事業からのリードシェア、自社の強みであるインバウンド営業とデジタルマーケティングの強化の結果、足元の2022年12月期の第2四半期におけるLTV/CAC（※1）の四半期平均は7.23と一定の高い水準を維持しているほか、解約率はネットレベニューチャーンレート（※2）で計測しており、足元の2022年12月期の第2四半期における四半期平均は1.94%で一定の低い水準を維持しております。

■ 四半期ごとのLTV/CAC平均値推移



■ 四半期ごとの平均解約率推移



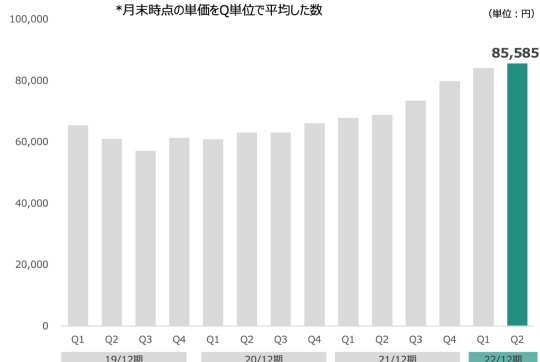
（※1）LTV/CAC…顧客生涯価値 / 顧客獲得コスト。

（※2）ネットレベニューチャーンレート…（失った月次経常収益－増額した既存顧客分の月次経常収益）／月初（先月末）の月次経常収益。

SaaS事業の主要KPIは平均単価とアカウント数としており、足元の2022年12月期の第2四半期時点で四半期期間平均単価は85,585円で2022年12月期の第2四半期時点で四半期期間平均アカウント数は547件となっており、順調に推移しております。平均単価の定義はツール費や付随するサービスを合計したものを平均単価とし、四半期毎の平均を四半期期間平均としております。アカウント数の定義は有料アカウントの発生ベースで積み上げております。また、SiTestには中小企業向けのヒートマップ機能を抜粋した「SiTest Lite」がございます。

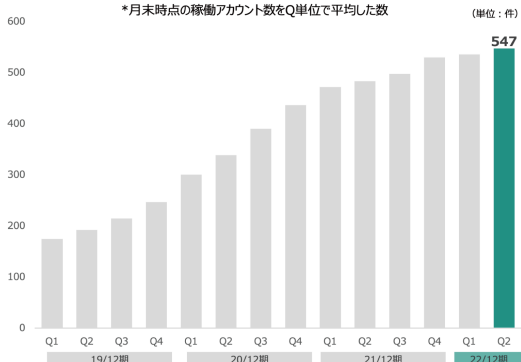
■ 四半期ごとの平均単価推移

*月末時点の単価をQ単位で平均した数



■ 四半期ごとの平均稼働アカウント数推移

*月末時点の稼働アカウント数をQ単位で平均した数



主な機能は以下のとおりであります。

ヒートマップ解析	① スクロールヒートマップ：ユーザーがページのどの部分までスクロールしたかを表示する機能 ② スクロールデータ：スクロールヒートマップとして表示されるデータを定量的に表示する機能 ③ マウスグラフィヒートマップ：ユーザーのマウスポインタの滞在箇所をサーモグラフィ状に表示する機能 ④ クリックヒートマップ：ユーザーがウェブページ内を想定どおりにクリックしているかを検証する機能 ⑤ タップヒートマップ：スマートフォンやタブレット端末でユーザーがタップした箇所を表示する機能 ⑥ タッチアクション：スマートフォンやタブレット上で起こるユーザーのタップ（指先でのタッチ）、スワイプ（指で特定の方向へ動かす操作）、ピンチイン・ピンチアウト（指で拡大・縮小する操作）をSiTest独自の表現でセグメント別に確認できる機能 ⑦ クリック（タップ）データ：ウェブページ内に配置された要素のクリック（タップ）数を計測し、どのボタンや画像がクリックされたのか可視化する機能
録画解析機能	ひとりひとりのユーザーがサイト内でどのように行動したかを動画で確認でき、定性的なデータからユーザビリティ上の問題点を発見して、より成果に結びつきやすいサイトへ改善する機能 ① セッションリプレイ：訪問したユーザーのクリック／マウスの動き／スクロールなどを録画して再生する機能 ② ゲイズプロット：サイト内のユーザーの行動を「順序」と「滞在時間」で可視化し、ページ上のコンテンツをどの順番で、どのくらいの時間で読んでいるのかを視覚的に把握できる機能
テスト機能	① A/Bテスト：同一URLにアクセスしてきた任意の割合の訪問者に改善案のページを表示してオリジナルのページと成果を比較できる機能 ② 多変量テスト：A/Bテストではページ単位での比較になるが、多変量テストは一度に複数の要素の改善案をテストできる

パーソナライズ機能	サイト訪問者の属性・行動ごとにコンテンツを最適化した「パーソナライズしたページ」を表示させて、コンバージョン率を向上させる機能 ① ページの閲覧環境やアクセスデータの項目と、流入時のセッションの範囲・タイミングとを組み合わせた「振り分け条件」を設定して、パーソナライズの対象となるサイト訪問者を選別する ② ウェブサイト又はページへの流入時に「振り分け条件」に一致したサイト訪問者に対して「パーソナライズしたページ」を表示させることができる
ポップアップ機能	任意の画像を、指定したページにリンク付きのポップアップ(*1)として表示させることで、ユーザーの視認性を高めてコンバージョン(*2)の向上が期待できる機能 デバイスに合わせて最適なポップアップを表示させることができ、さらに配信したポップアップに対するサイト訪問者の「クリック」の反応はもちろん、設定したゴールに対する「ポップアップを経由したコンバージョン」を一覧画面で確認できる
EFO（エントリーフォーム最適化）	ユーザーの入力を自動でサポートしたり、入力内容に対して適切なエラーメッセージを表示するなど、ユーザーの手間を省いてフォームの利便性を向上させる機能
レポート機能	SiTest にログインしなくてもレポートを、指定したメールの宛先に毎週配信するため、ログイン権限がない関係者の方にも最新のウェブサイトの状況を共有できる ① スマートレポート：各種ヒートマップの分析結果が、Excel形式のファイルにまとめられた状態でダウンロードできるレポート ② AIレポート：ニューラルネットワーク(*3)を活用して学習している膨大な数のウェブ行動データを利用し、利用ユーザーと他社のサイトの状況を比較して改善点を分析するレポート サイトのコンバージョンデータを様々な切り口からレポートニングするだけではなく、Google Analytics(*4)やSearch Console(*5)と連携して、押さえるべき重要な指標もまとめて反映するレポート
データ比較機能	ウェブサイトの改善前と改善後の期間や、異なるセグメントのヒートマップを並べて比較することで、改善の成果や訪問時の条件が異なるユーザーの行動を分析できる ① 期間比較機能：ウェブサイトの改善を行う前と行った後の期間を比較して、改善を行ったことによる成果を判断することができる機能 ② セグメント比較機能：ウェブサイトに初めて訪問したユーザーとリピーターなど、特定の条件で訪問者を絞り込んで比較できる機能
アクセス解析機能	① ダッシュボード：ウェブサイトへのアクセス状況を、ウェブ解析の一般的な指標の数値とグラフでわかりやすく可視化する機能 ② セッション一覧：全てのセッション(*6)において、ユーザーがどのようにサイト内で行動しているのかをひと目で把握できる機能 ③ ゴールファネル：コンバージョンをゴールとして設定し、ゴールを達成するまでにクリアする条件をステップとして複数設定できる機能
ウェブ広告連携機能	サイトに訪れたユーザーに対し、エンゲージメントが高い動きをしたユーザーのみリターゲティング広告を配信するなど、広告配信のCPA(*7)を最適化する支援をする機能

(※1) ポップアップ…ウェブサイト上に小さい画面を重ねて表示させるウェブサイトを指します。

(※2) コンバージョン…インターネットを利用するユーザーが広告を操作し（広告のクリックや動画広告の視聴等）、広告主にとっての広告の目的とする特定の行動（サイトでの商品購入やアプリのダウンロード等）に至ることを指します。

(※3) ニューラルネットワーク…人間の脳の神経回路網を模した数学モデルであり、機械学習の一手法のことを指します。

(※4) Google Analytics…Google社が提供するウェブサイトの解析ができるツール。

(※5) Search Console…Google社が提供するウェブサイトのパフォーマンスが分析できるツール。

(※6) セッション…ウェブサイトへのアクセス開始から終了までの一連の通信を指します。

(※7) CPA…Cost Per Actionの略で、顧客獲得単価と訳されます。コンバージョン1件あたりに要した広告費用のことを指します。

(2) マーケティングソリューション事業

当該事業においては、主に大企業・中小企業に対してインターネット上の広告運用代行と付随するアクセス解析及びクリエイティブ制作を行っております。人材のリソース不足や専門的な知識を持たない企業の課題に対し、現状分析から戦略立案、効果的な出稿媒体選定、コンテンツ制作、実行、効果測定までワンストップで提供しております。十分な予算やリソースが不足している中小企業、個人事業主に対しては少額プランを提供しており、幅広い企業の収益機会の拡大に貢献しております。

当該事業の顧客に対してもSaaS事業のプロダクトであるSiTest等を提供することにより更なる価値を提供可能であることから、両事業間でのリードシェアを積極的に実施しております。当社は営業専任の人材を有していないものの、広告運用及び顧客折衝教育まで幅広く社員教育を行っております。そのため、顧客の求めるビジネス成果の達成に寄与しております。

当社が顧客に提供している主なサービスは以下のとおりであります。

① インターネット広告運用

主に運用型広告を中心に、インターネット広告の代理販売及び運用代行を提供しております。なお、当社が提供する主なインターネット広告は以下のとおりであります。

・リスティング広告運用

インターネットにおいて、ユーザーの検索結果に適した広告を表示するサービスであります。検索結果の画面に広告が表示される検索連動型と、訪問先のウェブサイトにも広告が表示されるコンテンツ連動型、テキストや画像、動画形式で掲載されるディスプレイ広告があります。

・DSP広告運用

DSPとは「Demand Side Platform（デマンドサイドプラットフォーム）」の略称であり、DSPを用いて広告配信を行うのがDSP広告であり、配信先ターゲット層の設定や広告予算の設定など、広告の成果を上げるための配信設定や調整を行っております。

・SNS広告運用

SNSとは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称で、特定のメンバーでコミュニケーションをとる機能をもつウェブサイトやサービスを指します。各SNSのウェブサイトや検索結果を通じて広告を出稿することで、共通の興味関心が多いユーザーの目に留まりやすく、ターゲット層を詳細に設定できることが特徴であります。

・バリュープラン

中小企業向けにSiTest Liteを含めた少額プランを提供しております。

② アクセス解析

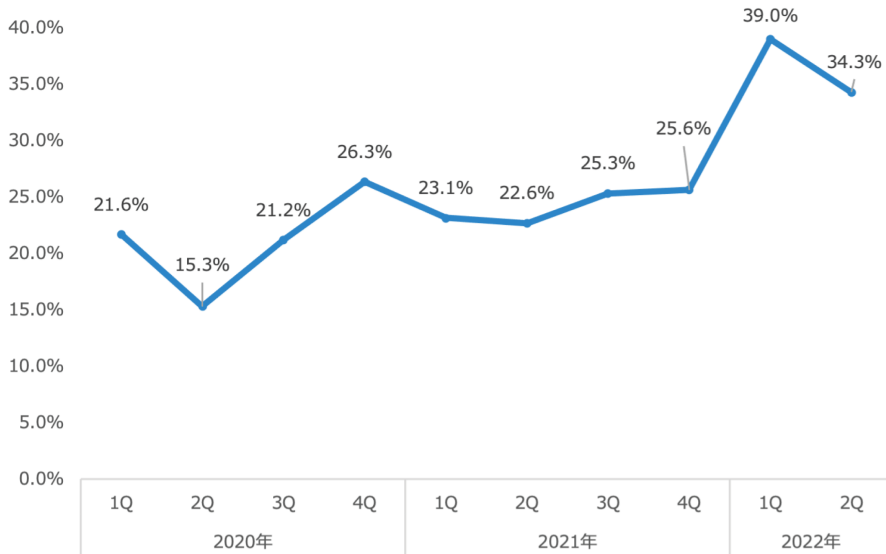
Google Analyticsを用いてウェブサイトのアクセス解析を提供しております。広告運用による解析とあわせて、広告によってウェブサイトを訪れたユーザーの動向や属性を解析し、顧客の求めるターゲット層に乖離がないか、また広告運用を効果的に実施できているかなど様々な切り口の解析結果を顧客へ提供しております。

③ サイト解析

自社開発のウェブサイト解析ツールSiTestを用いて広告によってウェブサイトを訪れたユーザーの動向や属性を解析し、顧客の求めるターゲット層に乖離がないか、また広告運用を効果的に実施できているかなど様々な切り口の解析結果を顧客へ提供しております。②のアクセス解析で実現できないヒートマップ解析及びスクロール解析を主に用いております。

上記SaaS事業及びマーケティングソリューション事業はセグメントを分けておりますが、両事業のパッケージ販売、顧客リストの共有等を行うなど連携によるシナジー効果がございます。

■四半期ごとの平均クロスセル売上比率



[クロスセル計算方法]

- ・分母をSaaS事業全体とマーケティングソリューション事業全体の売上合計とし、分子はSaaS事業とマーケティングソリューション事業両方で取引のある顧客の売上高の合計です。
- ・クロスセルの成長戦略を開始した2020年12月期からしております。
- ・クロスセル売上比率はQの平均値で計算しております。

パッケージ販売につながる仕組み



(3) SPAIA事業

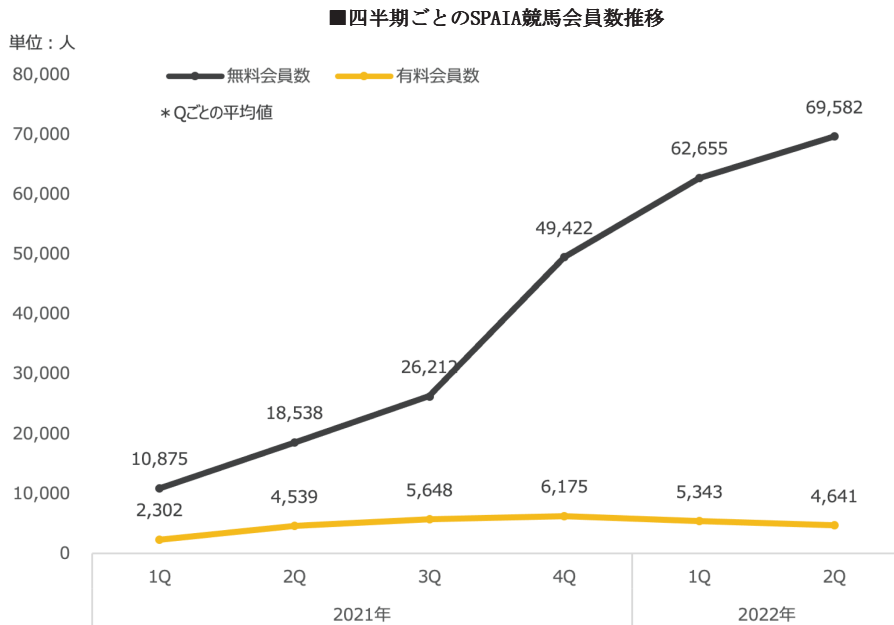
当社はAIの機械学習を使用したスポーツメディアプラットフォームとして、プロ野球一球速報等を軸とするSPAIAを運営しております。プロ野球一球速報ではウィジェット化して新聞社やメディアへ販売しているほか、メディアの記事連携による広告収入及び自社サイトでの広告収入が収益モデルとなっております。

その中でも顧客需要があった競馬コンテンツを別サイトに切り出し、無料会員及びサブスクリプション型の有料会員を募ったところSPAIA事業の売上が拡大したことから、特にSPAIA競馬に注力しております。SPAIA競馬に関しては有料会員による収益のほか、メディアの記事連携による広告収入がございます。

■SPAIA競馬

SPAIA競馬はSPAIAから競馬コンテンツを切り出したサブスクリプション型サービスであります。SPAIAのAIとは異なるAIを搭載していること、異なるデータを活用していることなどから、アプリもSPAIAと分けて開発及び運用しております。SPAIA競馬には有料会員と無料会員があります。有料会員（月額課金）の場合、コースが3種類（ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド）あり、無料会員では利用できないAIによる解析データを付加価値として提供しているほか、コースごとに利用可能なコンテンツの範囲・質が異なっております。

有料会員数は2021年の第4四半期から減少傾向にありますが、同年8月に価格を引き上げた影響により解約率が悪化したものであります。UI/UX改善及び地方競馬コンテンツ開発に注力することによるサービスの質向上をもって解約率を改善を促す予定です。有料会員数とは、当社が提供している各コース（ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド）の登録会員数から算出しており、四半期ごとの平均値をとっております。



■SPAIA

SPAIAはAIの機械学習によってプロ野球やJリーグの勝敗予想コンテンツを兼ね備えたスポーツメディアプラットフォームであります。SPAIAでは編集部が取材・編集したオリジナル記事を読めることに加え、自社開発にて自動生成されるインフォグラフィック（※1）記事を提供しております。

SPAIAは、記事を配信するだけでなく、ソーシャル機能も兼ね備えたユーザー参加型の勝敗予想や詳細なセイバートリクス（※2）が掲載されたスーパー選手名鑑、立体的なグラフィックのプロ野球の一球速報でスポーツをより身近に愉しんでもらえるコンテンツを複数展開しているのが最大の特徴であります。

主な機能は以下のとおりであります。

（※1）インフォグラフィック…情報、データ、知識を視覚的に表現したもの

（※2）セイバートリクス…野球のデータを統計学的見地から客観的に分析し、選手の評価や戦略を考える分析手法

① AI勝敗予想

AIが過去の対戦データや選手データを分析して、試合の勝ち負けを予想。プロ野球AI勝敗予想では、勝つと予想したチームに投票することで、ユーザー自身の勝敗予想結果と的中率を記憶できる。試合ごとにAI勝敗予想の根拠を説明したレポートも配信。月ごとにユーザーランキングも発表するコンテンツ。

② 一球速報リアルタイム配信

プロ野球の球種・配球・打球方向をAIが予想。投球の軌跡と球種情報を臨場感あふれる3Dグラフィックでリアルタイム配信を行う。1試合中の勝利確率やターニングポイントがわかるWPAグラフ（※1）も掲載することで、深い視点で試合観戦ができるコンテンツ。

③ スーパー選手名鑑

プロ野球、Jリーグ、Bリーグに登録されている選手の詳細情報を配信。選手プロフィールなどの基本情報だけでなく、シーズン成績や試合別成績データも選手ごとに掲載し、更新性の高い選手名鑑コンテンツを提供。

④ セイバーメトリクス

プロ野球の選手個人別、チーム別の豊富なデータをわかりやすく、比較しやすくするために数値だけでなくレーダーチャート（※2）や様々な種類のグラフで視覚的に掲載するコンテンツ。

⑤ ドRAFT注目選手・歴代指名選手情報配信

今季のドラフト注目選手や候補選手のプロフィール、シーズン成績を掲載。ドラフト会議当日はリアルタイムで速報結果を配信。今季だけでなく、遡ってデータを閲覧することができ、現役から歴代まで幅広いドラフト候補選手情報が年代別、チーム別で閲覧することができる。守備や属性（高校生・大学生・社会人）、現在の状況がひと目で分かるグラフを掲載しているコンテンツ。

⑥ SPAIA totoによるサッカーくじtoto予想

「SPAIA toto」とは、最先端のサッカー戦況予想AIを搭載したAIサッカーシミュレーションメディア。Jリーグなどのtoto対象試合の展開を、独自に開発したAIがリアルにシミュレーションして勝敗を予想するコンテンツ。

⑦ インフォグラフィック記事

ライトなスポーツファンもスポーツデータを愉しめるよう、視覚的にグラフィックで表現した記事。

⑧ アプリ内での配信

スマートフォン向けアプリでは競馬コンテンツを中心に、セイバーメトリクス軸でのプロ野球選手分析など、SPAIAならではのコンテンツを配信。

⑨ オリジナル記事

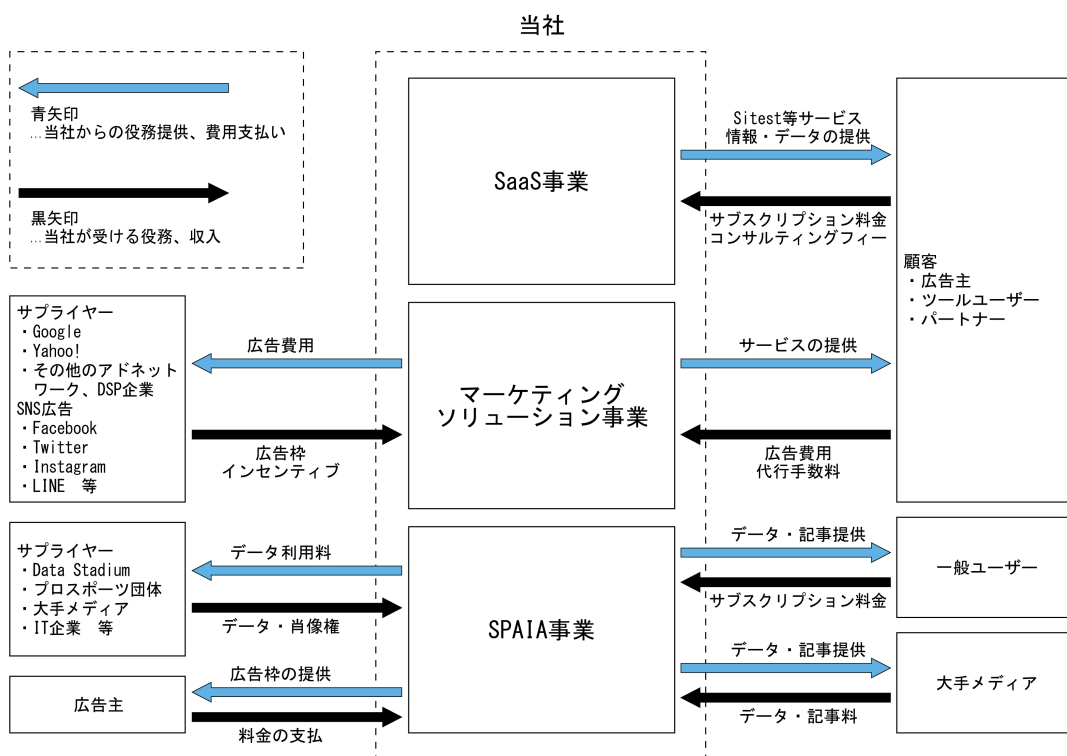
長く親しみやすいロングテール記事（※3）を中心に、オリジナルの記事、スポーツ界の著名人をゲストに招いた対談記事、独自のインタビュー記事を配信。

（※1）WPAグラフ…WPAとは「Win Probability Added」の略であり、「勝利期待率加算値」「勝利確率」を意味します。WPAグラフは、勝利確率の推移をグラフ化したものになります。

（※2）レーダーチャート…複数の変数を構成比に直すことなく、正多角形上に表現したグラフを指します。

（※3）ロングテール記事…時事性のある記事と比較した場合、閲覧数は少ないものの、時期を問わない内容であるため、長期間に渡って読まれやすい記事を指します。

当社の事業系統図は、以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
102	31.8	2.9	4,468

セグメントの名称	従業員数(名)
SaaS事業	27
マーケティングソリューション事業	43
SPAIA事業	23
全社(共通)	9
合計	102

- (注) 1. 従業員数には、退職者及び平均臨時雇用者数は含まれておりません。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 最近日までの1年間に於いて従業員数が13名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
 4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。
 5. 臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておらず、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社は、「データ×解析の力でSaaS企業として世界のプラットフォームとなる」というビジョンのもと、「SiTestを中心としたUI/UX解析改善アプリをデファクトスタンダードにする」、「インターネット広告プロモーション事業を日本一の取り扱い企業にする」、「データ解析力を、世界のあらゆるジャンルに活かしプラットフォーム化する」ことを事業目標として掲げております。このような目標のもと、データドリブンな事業展開の連鎖で事業領域の変革を推進しております。また、社名の由来でもある「喜びをカタチに」していくために、仕事を通じて自社の社員とその家族、取引先を幸せにする連鎖を生み出すため、下記10項目のバリューであるGC Way（グッドキューブウェイ）を会社の行動指針とし、事業の発展を図っております。

- ① 約束は必ず守ろう：目標達成に向けてスケジュール管理を徹底し、約束ごとを守ります。
- ② プロ意識を持とう：ウェブマーケティングのプロフェッショナルとしてスピード感を持ち、解決策を生み出します。
- ③ 先手を取ろう：見えない課題を発見し、期待を超える提案をします。
- ④ 分析オタクになろう：行き当たりばったりの提案・行動ではなく、緻密な分析と考察を通して、未来を切り拓きます。
- ⑤ 考えながら走り、走りながら考えろ：常に頭を使って個人の成長と事業スピードを加速させていきます。
- ⑥ 本音でぶつかろう：立場、役職、年齢など関係なく、一つの目的、目標に向かって本音でぶつかりあう関係を作っていきます。
- ⑦ 諦めない心：失敗したら挽回する、その気概を持つことが成長に繋がることを信じて諦めない心を持ち続けます。
- ⑧ 毎日新しい発見を：自分に過信することなく素直な心、謙虚な姿勢で物事に向き合い、日々の新しい発見に気づく力を養っていきます。
- ⑨ 楽しみ、楽しませよう：どんなときも遊び心を忘れず、笑顔を絶やしません。
- ⑩ お客様に最高の喜びを：お客様の喜びは、私たちの喜び。最高の「Glad」を提供するために、喜びをカタチにしていく組織であり続けます。

(2) 目標とする経営指標

当社は、より高い成長性及び収益性を確保する視点から、売上成長率及び経常利益を重視する経営指標と捉えております。

(3) 経営環境

インターネット関連市場においては、「2021年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」（出所：株式会社電通 2022年2月発表）によると、日本の総広告費は6兆7,998億円（前年比110.4%）で、2020年から続く新型コロナウイルス感染症の影響が2021年後半にかけて緩和し、広告市場全体が大きく回復しました。「インターネット広告費」は継続して高い成長率を保ち、2兆7,052億円（前年比121.4%）になり、「マスコミ四媒体広告費」の総計2兆4,538億円を上回って、総広告費全体の39.8%の市場となりました。「通信利用動向調査」（出所：総務省 2021年6月発表）によると、当社の事業基盤となるインターネット人口普及率は13～59歳の各年齢層で9割を超えているといわれており、年々増加傾向にあります。スマートフォン及びタブレット端末の普及も進んでおります。

競馬関連市場においては、「売得金額・入場人員」（出所：日本中央競馬会 2022年1月発表）によると、競馬場への来場者数は減少しているもののインターネットを介した売得金額は増加傾向にあります。

このような環境の中、当社はデジタルマーケティングを中心とした顧客支援、自社開発のAIを活用したサービス開発を基に更なる成長を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が、対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

① 事業の収益基盤の強化及び加速

当社は、SaaS事業、マーケティングソリューション事業、SPAIA事業と3つの事業を展開しておりますが、全体の収益基盤について、一層の強化が必要であると考えております。収益基盤を強化するために最も重要となるのが、SaaS事業及びマーケティングソリューション事業については顧客数、SPAIA事業については、サブスクリプション利用のユーザー数の増加であると考えております。かかる課題に対処するために、効果的なプロモーション活動を通じて3つの事業の知名度向上に努めるとともに、SPAIA事業の継続的な機能・利便性、ユーザビリティの改善を行ってまいりたいと考えております。

② SaaS事業における新規開発ツールへの取組み

現在SaaS事業においては、SiTestを用いた事業のみがサブスクリプション収益となっております。そのため、今後の収益拡大においては、SiTestのみならず、需要が高くかつ安定して収益を生むプロダクトを複数提供することが必要だと考えております。かかる課題に対処するため、現段階でのウェブサイト市況やマーケティング市況を踏まえ、新規プロダクトとして、ウェブサイトの高速化に資する「FasTest（＊１）」を2022年12月期7月にローンチいたしました。2023年12月期ローンチに向けて動画広告解析ツール「MoVest（ムーベスト）（＊２）」の開発を行っております。

（＊１） FasTest… ウェブサイト上の画像を圧縮しキャッシュサーバーを経由させることにより、ページの表示速度を改善させるサブスクリプション型のツールです。この速度改善によってウェブサイトの離脱率が軽減される効果が見込めます。 SiTestと共通のログインIDが使えます。

（＊２） MoVest…YouTube動画解析ツールでYouTube Analyticsから取得できるデータを元に視覚的に解析結果が見られるサブスクリプション型のツールです。

③ 優秀な人材の確保

当社は、事業の拡大や新規事業への進出を行っていく中で、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、人材の採用及び育成に関する各種施策を継続的に講じてまいります。

④ 情報セキュリティのリスク対応の強化

当社は、ウィルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システム障害及び役職員、パートナー事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き優秀な技術者の確保及び職場環境の整備、社内教育による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

⑤ 迅速な意思決定を行うための組織体制の強化

組織が拡大しても、引き続き高い成長力を維持していくためには、効率的かつ迅速に経営意思決定を行う必要があります。具体的には、経営上の重要な意思決定を迅速に行うために必要な、主要なKPI（Key Performance Indicator:重要業績評価指標）や財務数値を社内においてタイムリーに把握できる体制・仕組みを構築してまいりたいと考えております。また、内部牽制体制とのバランスを図りながら、意思決定を迅速に行うため役職員への適切な権限付与を整備することが重要と考えております。

⑥ 内部管理体制の強化

継続的に当社が成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し当該リスクを適切にコントロールするための体制強化や、未然の不正防止や業務の適正性を確保するための内部統制システムの強化が重要な課題と考えております。具体的には、内部監査部門が、内部監査規程に基づき内部監査を実施します。内部監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに代表取締役CEOに報告されます。各監査役が取締役会等に積極的に参加し、高い専門的見地から取締役の意思決定・業務執行について適宜意見を述べることにより、取締役会への監査・監督機能の一層の強化を図ってまいります。監査役、内部監査部門及び会計監査人による会合を定期的に開催することにより、監査・監督機能がより有効・適切に機能するよう努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社の事業展開上、リスク要因となりうる主な事項を記載しており、これらのリスクが発生する可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針ではありますが、当社の経営及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があるものと考えております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容について

① インターネット関連市場の動向について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：短期的 影響度：大

当社はサイト解析ツールSiTestの運営とインターネット上における広告代理店事業の運営を事業基盤としており、インターネット及び関連サービス等の更なる発展が、当社の今後の成長を図るうえで重要であると考えております。現在、国内のインターネット人口普及率は13歳～59歳の各年齢層で9割（出所：総務省「通信利用動向調査」2021年6月発表）に達しており、年々増加傾向にある中、スマートフォン及びタブレット端末の普及も進んでおり、今後についても同様の傾向が続くと思われます。

しかしながら、インターネット利用に関する新たな規制やその他予期せぬ要因により、インターネット利用環境が急激な変化に見舞われ、インターネット利用の発展が阻害された場合、当社の事業展開に支障が生じ、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。

② インターネット広告市場について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：短期的 影響度：小

2021年国内の総広告費は6兆7,998億円（前年比110.4%）となりました。その中でインターネット広告費は継続して高い成長率を保ち、2兆7,052億円（前年比121.4%）となりました。（出所：電通「2021年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」2022年2月発表）

しかしながら、インターネット広告市場やその中で行う広告販売代理事業は、一般的に景気変動の影響を受けやすい傾向があります。そのため景況が悪化した場合には、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。

③ 季節変動が業績に与える影響

発生可能性：高 発生する可能性のある時期：1年以内 影響度：大

当社のマーケティングソリューション事業の売上は、広告主の広告予算をベースに構成されるため、広告主の予算の月ごとの配分の影響を受けます。特に年度末に予算が配分される広告主との取引は、多くの広告主が年度末として設定している12月及び3月に売上が集中する傾向があります。また、8月はインターネット広告市場全体でインターネット広告費用の使用額が他の月よりも少なくなる傾向があり（出所：経済産業省 特定サービス産業動態統計調査 毎月公表）、当社の顧客の広告費使用額も減少する傾向があります。したがって、安定的に月次業績が推移する業種に比し売上及び利益の変動が起こりやすいほか、繁忙時に業務を継続するための労働力を確保する必要があり、変動が大きく下振れが顕著な場合には当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。

④ 競合について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：短期的 影響度：中

当社が事業を展開するSaaS事業及びマーケティングソリューション事業は、競合企業が複数存在しており、今後インターネット市場の拡大に伴い、規模の大小を問わず競合企業の新規参入が予測されます。SaaS事業のSiTestとマーケティングソリューション事業を組み合わせることで提供することにより、競争優位性の確保に努めており、さらに独自の教育体制により企画から制作、運用、コンサルティングに至るまでをワンストップで提供できる体制の構築、競合優位性の確保に努めております。しかしながら、競争の激化等により新規顧客の減少や、既存顧客との取引が終了する場合に、収益性の低下を招き、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定仕入先の依存について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社のマーケティングソリューション事業においては、グーグル合同会社及びヤフー株式会社からの仕入に大きく依存しております。第15期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）の依存率はグーグル合同会社が51.5%、ヤフー株式会社が18.9%であります。両社以外のメディアから新しい広告商材を仕入れて取り扱うこと等の取組みは継続しております。また、両社とは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。しかしながら、両社における経営方針、販売方針・販売施策の変更及び取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。当社といたしましては、今後も主要取引先との取引拡大に加え、他社からの仕入拡大にも努めることで、当該特定仕入先への依存率低下を図り、リスク低減に努める方針であります。

⑥ 与信管理と債権回収について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：短期的 影響度：小

当社は、取引開始の事前には与信調査を行うとともに、取引開始後も継続的に与信調査を行っておりますが、通常予測しえない何らかの事情により、顧客の信用力が急激に悪化し、債権回収の不調等による経済的損失が発生した場合、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。

⑦ 法的規制の変化について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社における事業の直接的な法的規制又は業界の自主規制はありませんが、インターネット関連分野においては、「特定商取引に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」等が存在しております。インターネット取引やソーシャルメディアが普及する一方で、インターネットやソーシャルメディアを悪用した犯罪が頻発する等、社会情勢に影響を及ぼした場合、インターネットやソーシャルメディアの事業に係る法的規制又は自主規制の強化等がなされた場合に、当社の事業において何らかの制約を受け、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネット広告においては、「不当景品類及び不当表示防止法」、「著作権法」、「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等が存在しております。当社では、上記の各種法的規制に抵触しないように、具体的な注意点を記した法令チェックリストを整備し、広告制作担当者やその上長、必要に応じて担当役員が慎重に確認を行っております。広告主がこれらの法律に違反しても直ちに当社の広告取引が違法となるわけではございませんが、当社が広告主の違法行為を助長させているとみなされた場合は、当社の社会的信用が失墜する等、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

公営競技において、運営者が掛け金に対する手数料率の変更や法的規制の変化があった場合に、公営競技の利用者の動向を通して、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 検索エンジンへの依存について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：中

当社が提供するSaaS事業部及びマーケティングソリューション事業、SPAIA事業は特定の検索エンジン（「Google」、「Yahoo! JAPAN」等）の検索結果を受けて営業活動及び集客を行っております。そのため、当社ではSEO（検索エンジンの最適化）対策等の必要な施策を講じております。

しかしながら、検索エンジンにおける表示結果順位は、特定の検索エンジン事業運営者のシステムや判断によるものであり、運営者の方針やシステム変更等により、これまでのSEO対策が有効に機能しなくなった場合に、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ SaaS事業の解約リスクについて

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：中

SiTestの利用規約上、サービスの契約期間は基本的に1年間となっており、その後、顧客の意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社としては、できる限りSiTestの利用契約が継続されるよう、契約締結後、充実したカスタマーサポートの提供、営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握及び当該ニーズを反映するための機能改善開発に取り組んでおります。かかる取組みに加え、顧客属性は分散していることから、解約数が急激に増加するリスクは低いと考えておりますが、万が一解約数が急激に増加した場合は、当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ SPAIA事業のリスクについて

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社は、SPAIAに格納しているプロ野球等の試合データ等について、複数のデータサプライヤーと契約を締結し、有償提供を受けております。当社は、継続的により良質なデータサプライヤーの開拓に努めるとともに、既存データサプライヤーとの良好な関係の維持に努めておりますが、データサプライヤーの契約更新が拒絶された場合、あるいは契約が解除された場合には、ユーザーへの安定的なコンテンツ提供、サブスクリプションユーザーの解約数の増加及び収益性等に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ SPAIA事業部の先行投資について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：小

当社が展開するSPAIA事業は、開発人員及びクリエイティブ人員の採用、開発の外注、広告宣伝活動等の先行投資を必要とする事業であり、結果として当事業部は発足以来営業損失を継続して計上しております。

これまでの投資内容のうち、内容的金銭的に重要性の高かったものは、SPAIA及びSPAIA競馬の開発に係る人件費及び外注費であります。

今後も、より多くの顧客の獲得を目指し、開発や営業などにおける優秀な人材の採用・育成を計画的に行うとともに、魅力あるコンテンツの追加開発、知名度と信頼度の向上のための広報・プロモーション活動、顧客獲得のためのマーケティングコスト投下などを効果的に進め、売上高拡大及び収益性の向上に向けた取組みを行っていく方針であります。しかしながら、想定どおりの採用・育成が進まない場合、開発が遅延する場合、マーケティングPR等活動の効果が得られない場合等には、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 新規事業・プロダクトの開発・提供が当社の計画どおりに進まないリスクについて

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：短期的 影響度：中

新規プロダクトの開発・ローンチが計画どおりに進まない場合、想定外の追加投資や、開発・ローンチに大幅な遅れ、中止・中断が生じる可能性があります。また、それに伴い当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 支配株主との関係について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社支配株主である金島弘樹は、当社の創業者であり代表取締役CEOであります。当社株主である金島由樹は、当社の取締役であり、金島弘樹の実弟であります。金島弘樹と金島由樹、金島弘樹の資産管理会社である株式会社ゴールドアイランドの所有株式数を含めると、本報告書提出日現在で発行済株式総数の85.2%を所有しております。今後、市場で当該株式の売却が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先へ譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、議決権行使の状況及び当社の経営戦略等に影響を与える可能性があります。

⑭ 現預金の保有残高について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：小

当社では、マーケティングソリューション事業において顧客のインターネット広告費用の立替が常時必要であることから、売上規模が同水準の他社と比較して多くの現預金を保有しております。既存顧客の広告費用の立替に備えるのみならず、新規案件の受注に備えるためでもあります。今後、有利子負債にかかる支払利息により当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 組織体制について

① 特定人物への依存について

発生可能性：高 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社の創業者は、代表取締役CEOである金島弘樹であります。金島弘樹は、専門的な知識、技術及び経験を数多く有しており、当社設立以来、経営方針や経営戦略の決定等の事業運営において重要な役割を果たしております。当社は、特定の役職員に依存しない組織的な経営体制の構築に努め、社外取締役を配置し取締役体制を強化しておりますが、金島弘樹に何らかの理由によって不測の事態が生じた場合、又は、金島弘樹が早期に退任するような事態が発生した場合には、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

② 人材採用育成について

発生可能性：高 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社は、事業の拡大や新規事業への進出を行っていく中で、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、人材の採用及び育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、優秀な人材を十分に確保することが困難となった場合や、急激な人員増加により当社の各事業現場において運営に大きな支障が生じる場合には、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

③ 業容の拡大に伴う内部管理体制の充実について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：中

当社は、事業の適切で効率的な運営のため、内部管理体制の一層の充実を図っておりますが、業容の急拡大により、必要な人員の確保ができない場合や、管理体制の整備に遅れが生じる場合には、内部管理体制の充実を図れず、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(3) その他

① 自然災害等について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：中

地震や台風等の自然災害、戦争・紛争やテロ攻撃といった事象が発生した場合、当社の事業が大きな影響を受け、混乱状態に陥る可能性があります。当社は、こうした自然災害等が発生した場合には、適切かつ速やかに危機管理対策、復旧対応を行うよう努めておりますが、自然災害、コンピューターシステムの停止、データベースの漏洩・消失等により、当社の事業活動の停止のみならず、物的・人的な損害等が発生する可能性があり、その場合には当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

② 風評被害や不適切な業務遂行について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社及び当社が属するインターネット広告販売代理業界に対して何らかの否定的な風評が広まった場合や、当社が展開するSPAIA競馬に対する会員及び非会員からの意見・不満等クレームを受けた場合、当社の役職員による機密情報の漏洩、事務処理のミス、不当な労務管理、取引先とのトラブル、その他不正・不適切な行為等が発生した場合には、当社の信用や事業の信頼が低下する可能性があります。

当社は、倫理規程の周知やコンプライアンス研修の実施により役職員のコンプライアンス意識を醸成し、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づきリスク発生の未然防止やリスク発生時の対応を行っておりますが、それにも関わらず役職員による不正・不適切な行為が発生したり、否定的な風評が広まったりした場合には、顧客離れが生じるなどし、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

③ システムトラブルについて

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社が顧客及び一般消費者に提供しているサービスは、クラウドという特性上、インターネットを經由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。当社は、システムトラブルを最大限回避すべく、企業向けクラウドプラットフォームとして信頼されているグーグル合同会社が提供するクラウドプラットフォーム及びアマゾンジャパン合同会社が提供しているクラウドプラットフォーム上にアプリケーションを構築しております。しかしながら、自然災害や事故、プログラム不良、不正アクセス、その他何らかの要因により予期しえないトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こるような場合には、当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の漏洩について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社は事業遂行上、「個人情報保護法」の適用を受ける顧客の個人情報等を取得することがあります。当社では個人情報の取得・利用・管理・廃棄等に関して管理者を定めるなど、情報管理には万全を期しておりますが、外部からの不正アクセスや業務上の過失等により、万一情報漏えい等の事故が発生した場合には、当社の社会的信用が失われ、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。尚、当社の事業では個人情報に該当する情報を取得しておりませんが、年に数回、SPAIA事業においてプレゼント企画の当選者へ当選物発送のため住所等の個人情報を取得する場合があります。

⑤ 情報セキュリティについて

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

コンピューターウイルスの混入、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入、役職員の過誤等による社内インフラの停止、重要なデータの消去又は不正流出等の事態が発生した場合には、当社に直接的・間接的な損害が発生する可能性があるほか、当社が提供するサービスへの信頼の低下等、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

⑥ 知的財産権について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：中

当社が事業活動を行うに当たり、第三者が保有する商標権、著作権、特許権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払い、定期的な著作権に関する社内研修の実施や知的財産権専門の弁護士に随時相談する体制の構築などの対策を行っておりますが、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者より、損害賠償請求、使用差止請求、ロイヤリティの支払い要求等が発生する可能性があります。その対策として、コンテンツ事業者向けの保険加入により損害額の減少に努めているものの、実際に当該事象が発生した場合には、当社の事業展開、財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 訴訟について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：大

当社では、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させること、法令遵守や社会倫理に関する研修を行うことで、法令違反などの発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。また、知的財産による訴訟についても前述のとおり訴訟発生リスクがあるものと考えております。提起された訴訟の内容及び結果によっては、当社の事業展開、財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用や企業ブランドイメージの悪化等により、当社の事業展開、財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性もあります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症の当事業におけるリスクについて

発生可能性：高 発生する可能性のある時期：1年以内 影響度：小

新型コロナウイルス感染症へのリスクについて、当社としてはリモートワークやウェブ会議、ウェビナーを推進するなど働き方改革を推進しつつ状況を注視しております。

しかしながら、感染症が長期化することによる経済活動の停滞で、市場経済の減退によるSaaS案件・ネット広告案件の減少といったリスクがあると考えております。これらのリスクが顕在化することで既存取引先の減少や新規取引先の獲得ができない場合は、当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：小

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上のためストック・オプションを付与しており、本書提出日現在、その数は492,600株、発行済株式総数の6.6%となっております。なお、これらストック・オプションが行使された場合、既存株主の株式価値を希薄化させる可能性があります。

⑩ 調達資金の使途について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：短期的 影響度：中

当社の公募増資による資金使途は、システム開発費、広告宣伝費等への充当を考えております。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化に伴い、当該資金が想定どおりの使途に充当されない可能性があります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果をあげられない可能性があります。そのような場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを踏まえ、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化については適時その動向を注視するとともに、変化に応じた投資計画・資金計画の見直しを行うことで、当該リスクに対応してまいります。

⑪ 配当政策について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：小

当社は創業以来、株主に対する剰余金の分配を実施しておりません。株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来は財務状況及び業績を勘案しつつ剰余金の分配を検討する所存であります。現時点においては、開発資金を優先していくことが企業価値向上、ひいては株主利益の最大化に繋がるものと考えております。

⑫ 当社株式の流動性について

発生可能性：中 発生する可能性のある時期：長期的 影響度：中

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、取引所の定める流通株式比率は新規上場時において28.7%にとどまる見込です。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金としての公募増資による調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 海外展開について

発生可能性：低 発生する可能性のある時期：短期的 影響度：小

当社は、現時点では海外展開に対する具体的な計画はありません。ただし、高い成長を実現するため将来的には海外展開を進めていく方針であり、上場後数年以内に海外展開候補先の調査等を進めていくことを検討しております。海外における商習慣や事業環境の差異等を含め、国内における事業展開以上に高いリスクが存在することは否めず、そのリスクに対応しきれない場合や国内と比較してマーケットの開拓や収益化が想定どおり進まない場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

第15期事業年度及び第16期第2四半期累計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第15期事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当事業年度における我が国の経済は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令・延長等、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により厳しい状況が継続いたしました。海外経済の改善に加え、ワクチン接種が本格的に進み始めたことによる社会経済活動の正常化が期待されましたが、新たな変異株の発生もあり新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として見通せず、先行き不透明な状況が続いております。社会経済はそのような中でアフターコロナ・ウィズコロナを見据えてDX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組み、EC業界をはじめ多くの産業でIT化の流れが加速しております。当社では当事業年度において新型コロナウイルス感染症の事業への直接的な影響は発生しておりません。しかしながら、内外の感染再拡大による経済の下振れリスクや雇用環境への影響など、引き続き注意する必要がある状況であります。

当社では「SaaS事業」「マーケティングソリューション事業」「SPAIA事業」の3つの事業を展開しております。上記のような経済環境の中、ウェブサイト解析ツールの機能拡充、IT補助金ベンダーとして認定、動画制作対応の強化、競馬予想AIのサービス拡大、オンラインセミナーの実施、YouTubeチャンネルでの発信等、拡大を続けるインターネット広告市場と、インターネット利用者のニーズに応えるべくソリューションを提供してまいりました。

この結果、当社の当事業年度の経営成績は、売上高1,215,796千円(前年同期比37.7%増)、営業利益291,763千円(前年同期比140.9%増)、経常利益298,606千円(前年同期比135.6%増)、当期純利益201,998千円(前年同期比133.9%増)となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(SaaS事業)

インターネット広告市場及びEC市場の拡大に伴ったウェブサイト解析ニーズの高まりにより、当社ウェブサイト解析ツールSiTestの利用アカウント、ウェブサイト改善コンサルティング、ウェブサイト制作案件が増加しました。

この結果、当事業年度における売上高は431,987千円(前年同期比54.5%増)、セグメント利益は238,429千円(前年同期比132.2%増)となりました。

(マーケティングソリューション事業)

インターネット広告市場及び動画広告市場の拡大に伴い、当社の広告取扱高も増加しました。

この結果、当事業年度における売上高は677,264千円(前年同期比27.2%増)、セグメント利益は399,529千円(前年同期比27.4%増)となりました。

(SPAIA事業)

新型コロナウイルス感染症拡大後、競馬に関してはインターネット経由での勝馬投票券の購入が増加しております。当社YouTubeチャンネルやSNSからの発信により競馬ファンからの認知度が向上したことにより、自社開発の競馬AI予想サイト及びアプリの有料会員数が大きく増加しました。一方、開発の強化や広告宣伝等の先行投資のため、費用も増加しました。

この結果、当事業年度における売上高は106,545千円(前年同期比50.7%増)、セグメント損失は△170,776千円(前年同期は△130,345千円の損失)となりました。

第16期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

当第2四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数減少に伴い、持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として見通せない状況が継続いたしました。海外においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数減少に伴い、米国をはじめ社会経済活動の回復が期待されましたが、ウクライナへのロシアの軍事侵攻や資源・食料価格の上昇、米国金利の上昇による急激な円安等、先行き不透明な状況が続いております。社会経済はそのような中でDXが徐々に浸透し始め、多くの産業でIT化の流れが拡大しております。

当社では「SaaS事業」「マーケティングソリューション事業」「SPAIA事業」の3つの事業を展開しております。上記のような経済環境の中、ウェブサイト解析ツールの機能拡充、動画制作対応の強化、競馬予想AIサービスの拡充、オンラインセミナーの実施、SNSでの発信等、拡大を続けるインターネット広告市場と、インターネット利用者のニーズに応えるべくソリューションを提供してまいりました。

この結果、当社の当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高775,339千円、営業利益283,239千円、経常利益283,866千円、四半期純利益185,819千円となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

（SaaS事業）

インターネット広告市場及びEC市場の拡大とウェブサイト解析ニーズの高まりにより、当社ウェブサイト解析ツールSiTestの利用アカウント、ウェブサイト改善・分析コンサルティング、ウェブサイト制作案件が増加しました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は276,083千円、セグメント利益は164,400千円となりました。

（マーケティングソリューション事業）

インターネット広告市場及び動画広告市場の拡大に伴い、当社の広告取扱高も増加しました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は414,673千円、セグメント利益は272,405千円となりました。

（SPAIA事業）

新型コロナウイルス感染症拡大後、競馬に関してはインターネット経由での勝馬投票券の購入が増加しております。当社YouTubeチャンネルやSNSからの発信により競馬ファンからの認知度が向上したことにより、自社開発の競馬AI予想サービスの有料会員数が増加しました。また2021年10月にローンチした高額コースも売上増加に寄与しました。一方、開発の強化や広告宣伝等の先行投資のため、費用も増加しました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は84,582千円、セグメント損失は△56,171千円となりました。

② 財政状態の状況

第15期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（資産）

当事業年度末における資産の残高は1,963,776千円となり、前事業年度末に比べ655,222千円増加いたしました。これは主に利益の増加による現金及び預金の増加373,501千円、商量の増加による売掛金の増加262,095千円によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債の残高は1,512,720千円となり、前事業年度末に比べ453,223千円増加いたしました。これは主に商量の増加による買掛金の増加242,371千円、広告媒体に対するクレジットカード利用額の増加による未払金の増加90,462千円によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は451,056千円となり、前事業年度末に比べ201,998千円増加いたしました。これは利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

第16期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における資産の残高は2,293,205千円となり、前事業年度末に比べ329,428千円増加いたしました。これは主に利益の増加や新規借入、社債の発行による現金及び預金の増加424,899千円、売掛金の減少93,326千円によるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債の残高は1,656,328千円となり、前事業年度末に比べ143,608千円増加いたしました。これは主に社債の発行による社債の増加200,000千円、新規借入による長期借入金金の増加131,699千円、買掛金の支払いによる減少107,336千円、未払金の支払いによる減少95,307千円によるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は636,876千円となり、前事業年度末に比べ185,819千円増加いたしました。これは利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第15期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売掛金及び広告媒体への預け金の増加、借入金の返済、法人税等の支払等の要因により一部相殺されたものの、税引前当期純利益289,137千円の計上、広告費仕入債務の増加242,371千円により、前事業年度末に比べ373,501千円増加し、当事業年度末には1,169,882千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は400,275千円（前年同期比40.1%増）となりました。これは主に売上債権の増加額262,095千円、広告媒体への預け金の増加額43,377千円、法人税等の支払額62,510千円等があったものの、税引前当期純利益289,137千円、仕入債務の増加額242,371千円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は13,309千円（前年同期は45,498千円の使用）となりました。これは無形固定資産の取得による支出13,667千円、有形固定資産の取得による支出1,152千円があったものの、敷金の回収による収入28,129千円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は40,084千円（前年同期は197,691千円の増加）となりました。これは長期借入れによる収入100,000千円があったものの、長期借入金の返済による支出140,084千円があったことによるものです。

第16期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ424,899千円増加し、1,594,781千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、66,911千円の収入となりました。これは主に仕入債務107,336千円の減少、未払金95,307千円の減少等があったものの、税引前四半期純利益283,866千円の計上、売上債権93,326千円の減少等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、13,254千円の支出となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出12,629千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、371,242千円の収入となりました。これは長期借入れによる収入250,000千円、社債の発行による収入200,000千円、長期借入金の返済による支出78,758千円があったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度及び第16期第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第15期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第16期第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
	売上高(千円)	前年同期比(%)	売上高(千円)
SaaS事業	431,987	154.5	276,083
マーケティングソリューション事業	677,264	127.2	414,673
SPAIA事業	106,545	150.7	84,582
合計	1,215,796	137.7	775,339

(注) 1. セグメント間取引はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積り及び仮定を必要としております。これらの見積り及び仮定については、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものについては、「第5 「経理の状況」 1 「財務諸表等」 (1) 「財務諸表」 「注記事項」 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

② 当事業年度の財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「第2 「事業の状況」 3 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 (1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③ キャッシュ・フローの状況分析・検討の内容並びに資本の財源及び資金の流動性

a. キャッシュ・フローの状況分析

キャッシュ・フローの状況分析の詳細につきましては、「第2 「事業の状況」 3 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 (1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

b. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金は、主に金融機関からの借入であります。当事業年度末における現金及び現金同等物は1,169,882千円であり、十分な流動性を確保しております。当社は、インターネット広告運用代行における広告費が大部分を占めており、今後も安定した運用環境の維持及び大型案件へ備えるための十分な資金を確保する方針であります。必要な資金につきましては、自己資金のほか、金融機関からの借り入れによるデットファイナンス等により、資金調達を行う方針であります。

④ 経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2「事業の状況」 1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、より高い成長性及び収益性を確保する視点から、売上成長率及び経常利益を重視する経営指標としております。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2「事業の状況」 1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、2「事業等のリスク」及び3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ①重要な会計方針及び見積りに用いた仮定」に記載しているとおりであります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2「事業の状況」 1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」」をご参照下さい。

4 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
JRAシステムサービス株式会社	2020年1月1日	2020年1月1日から 2020年12月31日まで 以後1年ごとの自動更新	日本中央競馬会データベースの使用許諾
データスタジアム株式会社	2022年1月1日	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	スポーツメディアサイト「SPAIA」 の共同運営契約

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当事業年度の設備投資については、自社プロダクトの開発・品質向上などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は14,819千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) 全社(共通)

当事業年度の主な設備投資は、業務効率を目的とし、社内共通システムの機能追加などで総額7,590千円の投資を実施しました。

(2) SaaS事業関連

当事業年度の主な設備投資は、展開するサービスの拡充を目的とし、ソフトウェアの機能追加などで総額6,779千円の投資を実施しました。

(3) SPAIA事業関連

当事業年度の主な設備投資は、展開するサービスの拡充を目的とし、ソフトウェアの機能追加などで総額450千円の投資を実施しました。

第16期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

当第2四半期累計期間の設備投資については、自社プロダクトの開発・品質向上などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当第2四半期累計期間の設備投資の総額は13,254千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) 全社(共通)

当第2四半期累計期間の主な設備投資は、業務効率を目的とし、社内共通システムの機能追加などで総額5,747千円の投資を実施しました。

(2) SaaS事業関連

当第2四半期累計期間の主な設備投資は、展開するサービスの拡充を目的とし、ソフトウェアの機能追加などで総額5,060千円の投資を実施しました。

(3) SPAIA事業関連

当第2四半期累計期間の主な設備投資は、展開するサービスの拡充を目的とし、ソフトウェアの機能追加などで総額2,445千円の投資を実施しました。

2 【主要な設備の状況】

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物附属設備	ソフトウェア	その他	合計	
大阪本社 (大阪府大阪市中央区)	全社(共通)	業務施設	13,793	33,052	11,266	58,112	77
東京支社 (東京都港区)	マーケティングソリューション事業	業務施設	612	—	—	612	17

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 大阪本社と東京支社は事業所用建物を賃借しており、当事業年度の賃借料は37,275千円であります。
4. 帳簿価額のうち、「その他」は工具、器具及び備品及びソフトウェア仮勘定の合計であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2022年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
大阪本社 (大阪市中央区)	SaaS事業	自社提供サービスのソフトウェア開発	7,296	—	自己資金	2023年 12月期 (注) 3	2023年 12月期 (注) 3	(注) 2
大阪本社 (大阪市中央区)	SaaS事業	自社提供サービスのソフトウェア開発	8,603	—	自己資金	2024年 12月期以降 (注) 4	2024年 12月期以降 (注) 4	(注) 2
大阪本社 (大阪市中央区)	SPAIA事業	自社提供サービスのソフトウェア開発	12,000	—	増資資金	2022年 8月	2022年 12月	(注) 2
大阪本社 (大阪市中央区)	SPAIA事業	自社提供サービスのソフトウェア開発	73,200	—	増資資金	2023年 12月期 (注) 3	2023年 12月期 (注) 3	(注) 2
大阪本社 (大阪市中央区)	SPAIA事業	自社提供サービスのソフトウェア開発	146,400	—	増資資金	2024年 12月期以降 (注) 4	2024年 12月期以降 (注) 4	(注) 2
大阪本社 (大阪市中央区)	全社 (共通)	自社社内業務システム開発	45,000	—	増資資金	2023年 12月期 (注) 3	2023年 12月期 (注) 3	(注) 2
大阪本社 (大阪市中央区)	全社 (共通)	自社社内業務システム開発	90,000	—	増資資金	2024年 12月期以降 (注) 4	2024年 12月期以降 (注) 4	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
2. 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。
3. 着手予定年月及び完了予定年月は2023年12月期中を予定しており、月は未定であります。
4. 着手予定年月及び完了予定年月は2024年12月期以降を予定しております。
5. 自社提供サービスのソフトウェア開発の投資予定額については過去の設備投資実績を参考にした概算額となっており、自社社内業務システム開発の投資予定額は最近日現在での当社内での見積り額となっております。
6. 投資予定額はソフトウェアとして資産計上されるものを予定しておりますが、一部金額は費用として処理される可能性がございます。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	29,700,000
計	29,700,000

- (注) 1. 当社は、2022年6月10日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、発行可能株式総数を4,950,000株へ変更しております。
2. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は、24,750,000株増加し、29,700,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,431,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	7,431,000	—	—

- (注) 1. 当社は、2022年5月26日開催の取締役会においてA種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月10日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は、2022年6月10日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
2. 2022年6月10日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年6月10日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

a. 第1回新株予約権（2015年3月26日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 7 (注) 8
新株予約権の数(個)※	280 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 28,000[168,000] (注) 3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	15 [3] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2017年4月1日 至 2025年2月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 15[3] 資本組入額 8[2] (注) 5、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
7. 2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失、当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員4名となっております。

b. 第2回新株予約権（2015年7月24日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 15 社外協力者 1(注)8
新株予約権の数(個)※	163(注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 16,300[97,800](注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	50[9](注)2、7
新株予約権の行使期間※	自 2017年8月1日 至 2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 50[9] 資本組入額 25[5](注)5、7
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
7. 2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失、当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員7名及び社外協力者1名となっております。

c. 第3回新株予約権（2016年3月30日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	2016年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 15 (注) 8
新株予約権の数(個)※	121 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,100[72,600](注) 3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	70[12] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2018年4月1日 至 2026年2月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 70[12] 資本組入額 35[6] (注) 5、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
7. 2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員8名となっております。

d. 第4回新株予約権（2016年8月19日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7 (注) 8
新株予約権の数(個)※	33 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 3,300[19,800] (注) 3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	90[15] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2018年9月1日 至 2026年8月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 90[15] 資本組入額 45[8] (注) 5、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式100株であり、提出日の前月末現在では、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
7. 2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失、当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員2名となっております。

e. 第5回新株予約権（2018年8月1日開催の臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年8月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 18(注) 8
新株予約権の数(個)※	6,600 [6,100] (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 6,600 [36,600] (注) 3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	917[153] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2020年9月2日 至 2028年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 917[153] 資本組入額 459 [77] (注) 5、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発行使以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行使以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
7. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失、当社取締役退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員13名となっております。

f. 第6回新株予約権（2019年3月27日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15 (注) 8
新株予約権の数(個)※	5,100 [4,100] (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,100 [24,600] (注) 3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	917[153] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2021年4月1日 至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 917[153] 資本組入額 459 [77] (注) 5、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発行使日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行使日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
7. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員9名となっております。

g. 第7回新株予約権（2020年3月27日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	2020年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8 (注) 8
新株予約権の数(個)※	3,500 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 3,500[21,000] (注) 3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	917[153] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2022年4月1日 至 2030年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 917[153] 資本組入額 459 [77] (注) 5、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発行使以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発行使以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日（当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。）から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
7. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員5名となっております。

h. 第8回新株予約権（2021年3月25日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 47 (注) 8
新株予約権の数(個)※	10,850 [10,100] (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 10,850[60,600] (注) 3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	4,062[677] (注) 2、7
新株予約権の行使期間※	自 2023年4月1日 至 2031年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 4,062[677] 資本組入額 2,031[339] (注) 5、7
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※最近事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在では普通株式1株であり、提出日の前月末現在では、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権発日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記①、②、③において定める期間区分（以下、本期間区分とする。）に従って、その一部又は全部を行使するものとする。ただし、甲の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- ① 権利行使開始日から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとする。
 - ② ①で定める期間が経過した日より1年間は、①の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとする。
 - ③ ②で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注)4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
7. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員38名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年2月14日 (注)1	A種優先株式 1,635	普通株式 10,750 A種優先株式 1,635	74,932	85,494	74,932	75,494
2018年8月2日 (注)2	普通株式 1,064,250 A種優先株式 161,865	普通株式 1,075,000 A種優先株式 163,500	—	85,494	—	75,494
2022年6月10日 (注)3	普通株式 163,500 A種優先株式 △163,500	普通株式 1,238,500	—	85,494	—	75,494
2022年6月11日 (注)4	普通株式 6,192,500	普通株式 7,431,000	—	85,494	—	75,494

(注)1. 有償第三者割当

割当先 MICイノベーション4号投資事業有限責任組合

NTTインベストメント・パートナーズファンド2号投資事業有限責任組合 1,635株

発行価格 91,660円

資本組入額 45,830円

2. 株式分割(1:100)によるものです。

3. 2022年5月26日開催の取締役会においてA種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月10日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は、2022年6月10日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。

4. 株式分割(1:6)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	3	6	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	8,135	—	—	4,250	12,385	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	65.7	—	—	34.3	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,431,000	74,310	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,431,000	—	—
総株主の議決権	—	74,310	—

- (注) 1. 当社は、2022年5月26日開催の取締役会においてA種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月10日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は、2022年6月10日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
2. 2022年6月10日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年6月10日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種種類株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（2022年5月26日）での決議状況 （取得期間2022年6月10日）	A種優先株式 163,500	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 163,500	—
提出日現在の未行使割合（％）	—	—

（注）2022年5月26日開催の取締役会においてA種優先株式の全てを定款に定める取得条項に基づき当社が取得することを決議し、これに基づき2022年6月10日付で当社がこれらの各株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式の全てについて、2022年6月10日開催の取締役会の決議により、2022年6月10日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 163,500（注）	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

（注）2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月10日付で当社が取得したA種優先株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けておりますが、現在、成長過程にあると考えており、積極的な事業展開及び経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、一層の事業の成長と拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

このことから創業以来無配としてまいりました。今後におきましても当面の間は、将来の事業展開のための投資、事業拡大のための必要運転資金として内部留保の充実を優先する方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく予定ですが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と財務体質強化のための財源として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、当社は年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。具体的には、取締役会、監査役会、会計監査人、内部監査を通じて、適法性の確保及び企業経営の効率性確保、不正防止体制、リスク管理体制及びディスクロージャー体制の確立等を行っております。

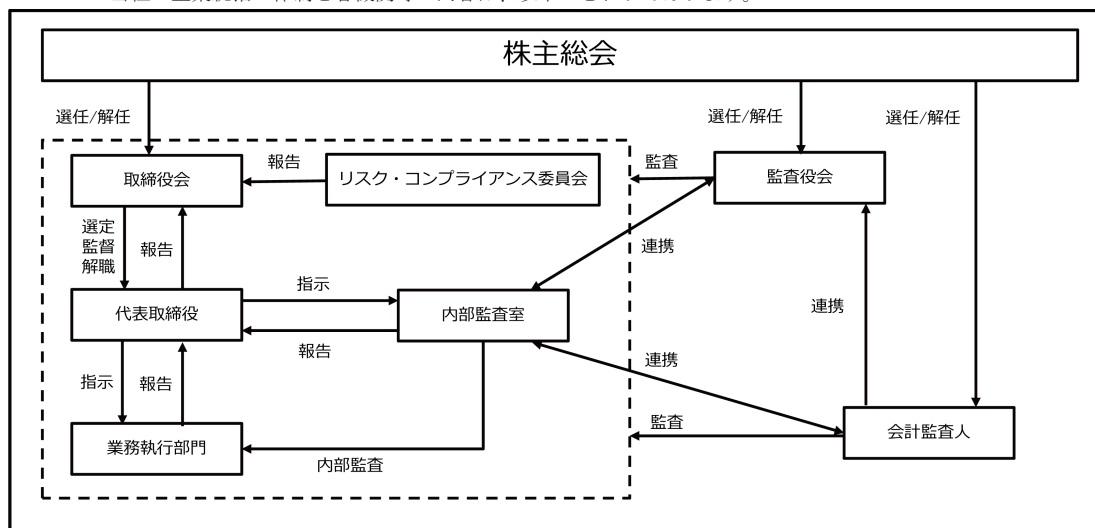
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は2021年3月25日開催の定時株主総会において、監査役設置会社から監査役会設置会社に移行しております。

当社が監査役会設置会社を選択する理由は、業務執行と監査機能を分離することが、牽制機能を最大限に発揮させ、経営の透明性が確保されると考えるためであります。また監査役会の活動を通じて、当社を取り巻く事業環境の変化や、業務内容の多様化にスピーディーに対応し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが可能になると考えているためであります。

当社の企業統治の体制と各機関等の内容は、以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO金島弘樹を議長として、取締役（財部友希（戸籍名：畝田友希）、金島由樹、西村美希）及び社外取締役（上杉辰夫、森住曜二）計6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役奥田和良を議長として非常勤監査役（池原浩一、北口正幸）で構成され、当該3名は全員が社外監査役の要件を満たしております。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会等の社内会議体への出席や重要な社内文書の閲覧等を通じ、内部統制システムを含む経営全般に関して幅広く監査を行っております。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役CEO直属の内部監査室を設けており、内部監査担当者1名が担当しております。内部監査室は事業年度の監査計画立案、計画に基づいた社内各部門の業務執行状況の確認、法令・定款・社内規程に対する適法性や妥当性について内部監査を実施しております。内部監査の結果につきましては、内部監査報告書を作成し、代表取締役CEOへ報告し、指摘事項があれば、改善指示により該当部門への改善指示を行い、改善を図っております。

d. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的としてコンプライアンス管理規程を制定し、取締役会の直属機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設けております。リスク・コンプライアンス委員会は、四半期毎に開催しコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関する規程の施行にあたり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の作成、社内全体のコンプライアンスの教育の計画、管理、実施及び見直し等を行い、法令遵守の一層の徹底を図っております。

e. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、取締役6名のうち2名が社外取締役であり、監査役3名全員が社外監査役であることから、外部の視点から経営監視機能は有効に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は次のとおりであります。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ii. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- iii. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- iv. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ii. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

- d. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する体制
- i. 代表取締役CEOは、管理部門統括取締役をコンプライアンス管理及びリスク管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。また、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門責任者と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ii. 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役CEO、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - iii. 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「グラッドキューブフィロソフィ」を定める。
 - iv. 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路のほか、社内外（常勤監査役・コンプライアンス責任者・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
 - v. リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i. 当社は、監査役がその職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ii. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i. 監査役は、取締役会以外にも全体会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - ii. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する
 - iii. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- g. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ii. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら 必要に応じて調査及び報告を求める。
- h. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

ロ. リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに毎月実施される社内全体会議を通して代表取締役CEOをはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスに関しては、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

ハ. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

二. 取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

その他、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

ホ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

ト. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

チ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

リ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性2名(役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	金島 弘樹	1979年5月17日	2002年1月 2007年1月 2008年2月 2022年3月	株式会社エイワ入社 合同会社GLAD CUBE設立 取締役就任 株式会社グラッドキューブに組織 変更 代表取締役就任 代表取締役CEO就任(現任)	(注) 3、5	6,090,000
取締役CIRO 経営企画部長 (CIRO:チーフ・アイア ール・オフィサー)	財部 友希 (戸籍名: 畝田 友希)	1970年7月6日	2006年7月 2011年9月 2012年8月 2014年1月 2019年1月 2020年4月 2022年3月	イケアジャパン株式会社入社 アクセンチュア株式会社入社 株式会社Catch設立 代表取締役就任 当社入社 取締役C00就任 取締役CFO就任 取締役C00/IRO就任 取締役CIRO/経営企画部長就任 (現任)	(注) 3	120,000
取締役 プロモーション統括 本部長	金島 由樹	1984年10月30日	2011年1月 2020年7月 2022年3月	当社入社 プロモーション統括本部執行役員 就任 取締役プロモーション統括本部長 就任(現任)	(注) 3、6	240,000
取締役CFO ビジネスサポート 部長	西村 美希	1972年11月5日	1999年8月 2001年12月 2002年12月 2009年2月 2016年4月 2019年4月 2020年3月 2022年3月	松澤税理士事務所入所 高橋会計事務所入所 新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 公認会計士登録 当社入社 執行役員ビジネスサポート部長就 任 取締役ビジネスサポート部長就任 取締役CFO/ビジネスサポート部長 就任(現任)	(注) 3	—
取締役	上杉 辰夫	1964年9月22日	1987年4月 1991年5月 1993年10月 2001年10月 2010年6月 2015年7月	Apple Computer, Inc. (現Apple Inc.) 入社 International Business Machines Corporation 入社 Global Micro Solutions, Inc. 設立 代表取締役社長就任(現任) GMS Japan 株式会社 設立 代表取締役会長就任(現任) Social Rewards, Inc. 設立 CTO就任(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	森住 曜二	1975年5月18日	1999年10月 2003年4月 2016年1月 2016年1月 2018年2月 2018年5月 2018年5月 2020年3月	太田昭和監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)入所 公認会計士登録 森住曜二公認会計士事務所開業 (現任) 当社社外取締役就任(現任) ルクサナビオテック株式会社社外 取締役就任(現任) 株式会社ダイケン社外監査役就任 (現任) 元気寿司株式会社社外取締役就任 (現任) ローランド株式会社社外監査役就 任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	奥田 和良	1950年8月21日	1973年3月 1976年10月 1991年5月 2001年10月 2018年9月	森田特殊機工株式会社(現株式会 社モリタエコノス)入社 ベニトーン株式会社入社 ロジテック株式会社入社 日本金銭機械株式会社入社 当社社外監査役就任(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	池原 浩一	1978年1月5日	2001年10月 2005年5月 2011年1月 2011年3月 2015年3月 2016年3月 2016年3月 2021年12月	新日本監査法人（現:EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 池原公認会計士事務所開業（現任） 税理士登録 日本セラミック株式会社社外監査役に就任 日本セラミック株式会社取締役（監査委員）就任（現任） 当社社外監査役就任（現任） 鳥取県民共済生活協同組合監事就任（現任）	(注) 4	—
監査役	北口 正幸	1967年4月28日	1997年11月 2002年4月 2003年7月 2013年1月 2015年1月 2016年6月 2019年3月 2019年6月	センチュリー監査法人（現:EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 北口公認会計士事務所所長（現任） 大阪弁護士会登録 北口法律事務所所長 招和法律事務所代表（現任） 日本ハム株式会社補欠監査役就任 当社社外監査役就任（現任） 日本ハム株式会社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計						6,450,000

- (注) 1. 取締役上杉 辰夫及び森住 曜二は、社外取締役であります。
2. 監査役奥田 和良、池原 浩一、北口 正幸は、社外監査役であります。
3. 2022年6月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年6月3日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役CEO金島 弘樹の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社ゴールドアイランドが所有する株式数を含んでおります。
6. 取締役金島 由樹は、代表取締役CEO金島 弘樹の実弟であります。
7. 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
西 宏章	1967年2月2日	1989年10月 1994年7月 1995年7月 2003年7月 2003年10月 2006年7月	太田昭和監査法人（現:EY新日本有限責任監査法人）入所 野上公認会計士事務所入所 北斗税理士法人（現仰星監査法人）入所 北斗税理士法人入所 北斗税理士法人社員就任 北斗税理士法人代表社員就任（現任）	—

8. 当社は、2019年3月14日開催の取締役会承認を経て、業務執行機能と意思決定機能・監督機能の分離による責任の明確化、権限委譲による業務執行機能の強化、迅速化等を目的として、2019年4月1日付で執行役員制度を導入しております。

本書提出日現在において、執行役員はおりませんが、将来的に従業員を執行役員へ登用する可能性があることから、執行役員制度を維持しております。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の判断基準を設けており、当該基準に基づき選任しております。なお、高い独立性と幅広い見識や知見に基づき、社外の立場から経営に助言を行うとともに、経験や知識等を活かして経営の適合性に対する客観的かつ適切な監視等により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を果たしております。

社外取締役の上杉辰夫は、米国IT企業における経営の経験と、テクノロジーに関する知識を有しており、当社より社外取締役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の森住曜二は、公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当社より社外取締役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外常勤監査役の奥田和良は、上場企業メーカーにおける内部監査室及び監査役室での豊富な実務経験を有しており、当社の監査体制の強化を図るべく、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の池原浩一は、公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当社の監査体制の強化を図るべく、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の北口正幸は、弁護士としての専門的な知識及び経験を有しており、当社の監査体制の強化を図るべく、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役においては、事業活動やコーポレート・ガバナンス等に関する議論がなされているほか、常勤監査役、内部監査室及び会計監査人との相互連携のもと、必要に応じ情報及び意見の交換を行う会合を設けております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役会の人員、活動状況

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名にて構成されており、3名全員が社外監査役であります。常勤監査役は、取締役会のほかに社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また監査役3名は取締役会に参加し、適宜必要な意見を述べております。

監査役会は、原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じて適宜開催するものとし、各監査役は、監査役会で決議された監査方針及び監査計画、監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、監査法人、取締役、内部監査室から報告聴取を行う等、取締役の職務執行を検証、監視しております。また、内部監査室、監査法人との連携を取りながら、監査の実効性、効率性を高めております。内部監査室とは適時に打ち合わせを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。監査法人からは監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見交換を実施し、連携を行っております。

なお、常勤監査役の奥田和良は上場企業メーカーにおける内部監査室及び監査役室での豊富な実務経験を有しております。監査役の池原浩一は公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有しております。監査役の北口正幸は公認会計士及び弁護士として財務・会計・企業法務に専門的な知識を有しております。

b. 監査役会の開催回数及び出席回数

当社は、2021年3月に監査役会設置会社に移行しており、監査役会（2021年3月まで監査役協議会）を原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じて適宜開催しております。

監査役会設置会社への移行後も含めた2021年12月期の監査役会（2021年3月まで監査役協議会）について、監査役の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
奥田 和良	14回 (うち監査役協議会4回)	14回 (うち監査役協議会4回)
池原 浩一	14回 (うち監査役協議会4回)	14回 (うち監査役協議会4回)
北口 正幸	14回 (うち監査役協議会4回)	14回 (うち監査役協議会4回)

② 内部監査の状況

当社は、組織上の独立性を保つため、内部監査室を代表取締役CEO直属としております。内部監査室は1名で構成されており、内部監査規程と年間計画に基づき、当社の制度、組織、業務活動、法令、規程等の適合性について内部監査を実施し、被監査部門に対して問題の指摘、改善のための提言、是正勧告等を行っております。また、監査役とは適宜打ち合わせを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。監査法人とも適宜意見交換を実施し、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象に関しては、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じ指導を受け、助言を得ております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 笹山 直孝

指定有限責任社員・業務執行社員 内田 聡

なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者3名、その他4名で構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査実績、監査実施体制、品質管理体制及び独立性等を総合的に勘案し、監査の実効性を確保できるか否かを検討したうえで、監査法人を選定する方針としております。また監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する監査法人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人と定期的にコミュニケーションを図っており、監査方針や監査計画等について情報交換を実施することで監査法人の監査実施体制、品質管理体制及び独立性を把握するとともに、監査報酬等を総合的に勘案して評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,600	—	14,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等より監査計画に基づいた監査報酬の見積りの提示を受け、過去の監査実績や当社の業務規模、監査に要する業務量等を勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役及び会計監査人等から報酬の検討に必要な資料の提示を受け、併せて会計監査人から監査計画の概要、監査項目別の監査時間について説明を受け検討した結果、監査報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に定める同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年6月10日開催の取締役会において、当社の役員人事の透明性・公平性を担保するため、独立社外取締役を主要な構成員とした報酬委員会（以下、「当委員会」という。）を設置することを決議し、2022年7月14日開催の取締役会において、報酬委員会規程（以下、「当規程」という。）を制定しました。

当委員会では、取締役及び執行役員の報酬については、当規程において決定に関するプロセスを定めており、2023年度（第17期）以後においては、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、当委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定することとしております。

監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役の協議によって決定しております。

当社は取締役の報酬等の額や算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容、役職別報酬構成及び報酬の決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践できる人材の確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬から構成されており、社外取締役の報酬は、経営陣から独立した立場から経営の監督機能を担う役割であるため、固定報酬である基本報酬のみとしております。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、当社の業績や経営状況、過去の実績、使用人とのバランス等を総合的に勘案して決定しております。

c. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績目標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益の達成度合いに基づき総合的に勘案のうえ決定し、翌事業年度の基本報酬と併せて支給しております。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営環境・事業環境、職責及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を考慮し、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定しております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、報酬の合理性や公正性を確保するために、当委員会（委員の過半数は社外取締役）に委任しております。

2022年度（第16期）においては、社内取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬のみとなっておりますが、今後は報酬と当社の業績や株式価値との連動性をより明確にするために、業績に連動する株式報酬等の導入も検討していく予定であります。

それらの水準はその時の経済状況や、当社と同じ業種である企業の水準を考慮し、当委員会において審議したうえで、取締役会に答申を行っていく予定であります。

なお、当社の役員の報酬総額は2016年3月30日開催の株主総会にて、取締役の年間報酬総額を350百万円以内、監査役の年間報酬総額を50百万円以内、と決議しております。

※報酬の決定方法

- ・取締役の報酬は、当委員会がその額を決定する。
- ・監査役の報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において監査役の協議でその額を決定する。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	62,690	62,690	—	—	3
社外取締役	3,000	3,000	—	—	2
社外監査役	7,000	7,000	—	—	3

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)及び当事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(2022年1月1日から2022年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加のほか、財務会計に関する専門書籍の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	796,380	1,169,882
売掛金	238,834	500,929
前渡金	103,384	146,761
貯蔵品	146	121
前払費用	16,737	16,986
その他	5,947	4,217
貸倒引当金	△171	△3,709
流動資産合計	1,161,258	1,835,189
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	20,642	20,041
減価償却累計額	△4,306	△5,635
建物附属設備（純額）	16,336	14,405
工具、器具及び備品	2,656	3,148
減価償却累計額	△1,701	△2,075
工具、器具及び備品（純額）	954	1,073
有形固定資産合計	17,291	15,478
無形固定資産		
ソフトウェア	30,973	33,052
ソフトウェア仮勘定	6,117	10,193
無形固定資産合計	37,090	43,246
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	5,169	4,288
繰延税金資産	34,165	42,853
その他	53,570	22,710
投資その他の資産合計	92,914	69,862
固定資産合計	147,295	128,587
資産合計	1,308,554	1,963,776

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	244, 273	486, 644
1年内返済予定の長期借入金	120, 086	110, 541
未払金	164, 056	254, 518
未払法人税等	36, 577	74, 475
未払消費税等	34, 142	58, 985
未払費用	47, 619	77, 003
前受金	6, 886	12, 133
預り金	148, 005	188, 667
前受収益	1, 268	23, 707
流動負債合計	802, 915	1, 286, 678
固定負債		
長期借入金	256, 581	226, 042
固定負債合計	256, 581	226, 042
負債合計	1, 059, 496	1, 512, 720
純資産の部		
株主資本		
資本金	85, 494	85, 494
資本剰余金		
資本準備金	75, 494	75, 494
資本剰余金合計	75, 494	75, 494
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	88, 068	290, 067
利益剰余金合計	88, 068	290, 067
株主資本合計	249, 057	451, 056
純資産合計	249, 057	451, 056
負債純資産合計	1, 308, 554	1, 963, 776

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2022年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,594,781
売掛金	407,603
前渡金	131,173
貯蔵品	117
その他	30,057
貸倒引当金	△2,141
流動資産合計	2,161,590
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	20,041
減価償却累計額	△6,307
建物附属設備（純額）	13,733
工具、器具及び備品	3,773
減価償却累計額	△2,418
工具、器具及び備品（純額）	1,355
有形固定資産合計	15,089
無形固定資産	
ソフトウェア	34,005
ソフトウェア仮勘定	16,179
無形固定資産合計	50,184
投資その他の資産	
長期前払費用	3,716
繰延税金資産	38,899
その他	21,417
投資その他の資産合計	64,033
固定資産合計	129,307
繰延資産	
社債発行費	2,307
繰延資産合計	2,307
資産合計	2,293,205

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2022年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	379,308
1年内償還予定の社債	40,000
1年内返済予定の長期借入金	150,084
未払金	159,211
未払法人税等	94,092
未払消費税等	39,669
未払費用	67,437
その他	208,784
流動負債合計	1,138,587
固定負債	
社債	160,000
長期借入金	357,741
固定負債合計	517,741
負債合計	1,656,328
純資産の部	
株主資本	
資本金	85,494
資本剰余金	75,494
利益剰余金	475,887
株主資本合計	636,876
純資産合計	636,876
負債純資産合計	2,293,205

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	882,868	1,215,796
売上原価	49,316	57,858
売上総利益	833,552	1,157,938
販売費及び一般管理費	※ 712,427	※ 866,174
営業利益	121,124	291,763
営業外収益		
受取利息	3	8
受取配当金	0	0
受取手数料	7,123	7,751
還付消費税等	—	2,374
助成金収入	4,618	—
その他	674	1,841
営業外収益合計	12,420	11,975
営業外費用		
支払利息	2,086	3,110
支払保証料	1,051	1,671
その他	3,690	350
営業外費用合計	6,828	5,132
経常利益	126,717	298,606
特別損失		
事業整理損	—	8,917
固定資産除却損	2,484	551
事務所移転費用	2,941	—
特別損失合計	5,426	9,469
税引前当期純利益	121,291	289,137
法人税、住民税及び事業税	41,159	95,826
法人税等調整額	△6,221	△8,687
法人税等合計	34,938	87,138
当期純利益	86,353	201,998

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	14,866	30.1	34	0.1
II 労務費		20,674	41.9	41,054	71.0
III 経費		13,774	27.9	16,769	29.0
当期売上原価		49,316	100.0	57,858	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	13,177	15,863
支払手数料	597	905

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
売上高	775,339
売上原価	35,550
売上総利益	739,788
販売費及び一般管理費	※ 456,548
営業利益	283,239
営業外収益	
受取利息	5
受取手数料	3,983
その他	3,246
営業外収益合計	7,234
営業外費用	
支払利息	2,200
支払保証料	1,186
社債発行費償却	209
その他	3,010
営業外費用合計	6,607
経常利益	283,866
税引前四半期純利益	283,866
法人税、住民税及び事業税	94,093
法人税等調整額	3,953
法人税等合計	98,047
四半期純利益	185,819

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	85,494	75,494	75,494	1,715	1,715	162,704	162,704
当期変動額							
当期純利益				86,353	86,353	86,353	86,353
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	—	86,353	86,353	86,353	86,353
当期末残高	85,494	75,494	75,494	88,068	88,068	249,057	249,057

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	85,494	75,494	75,494	88,068	88,068	249,057	249,057
当期変動額							
当期純利益				201,998	201,998	201,998	201,998
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	—	201,998	201,998	201,998	201,998
当期末残高	85,494	75,494	75,494	290,067	290,067	451,056	451,056

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	121,291	289,137
事業整理損	—	8,917
固定資産除却損	2,484	551
減価償却費	10,086	12,186
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5,583	3,538
受取利息及び受取配当金	△3	△8
支払利息	2,086	3,110
売上債権の増減額 (△は増加)	△25,054	△262,095
預け金の増減額 (△は増加)	△9,177	△43,377
仕入債務の増減額 (△は減少)	148,413	242,371
未払金の増減額 (△は減少)	△55,619	90,462
預り金の増減額 (△は減少)	47,363	40,661
その他	56,252	80,361
小計	292,539	465,817
利息及び配当金の受取額	3	8
利息の支払額	△2,272	△3,040
法人税等の支払額	△4,564	△62,510
営業活動によるキャッシュ・フロー	285,706	400,275
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,803	△1,152
無形固定資産の取得による支出	△10,241	△13,667
敷金の差入による支出	△36,513	—
敷金の回収による収入	4,060	28,129
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,498	13,309
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	270,000	100,000
長期借入金返済による支出	△72,309	△140,084
財務活動によるキャッシュ・フロー	197,691	△40,084
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	437,899	373,501
現金及び現金同等物の期首残高	358,481	796,380
現金及び現金同等物の期末残高	※ 796,380	※ 1,169,882

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2022年1月1日
至 2022年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	283,866
減価償却費	6,720
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,567
受取利息及び受取配当金	△5
支払利息	2,200
売上債権の増減額 (△は増加)	93,326
預け金の増減額 (△は増加)	15,587
仕入債務の増減額 (△は減少)	△107,336
未払金の増減額 (△は減少)	△95,307
預り金の増減額 (△は減少)	△11,614
その他	△54,328
小計	131,541
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△2,123
法人税等の支払額	△62,511
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,911
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△625
無形固定資産の取得による支出	△12,629
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,254
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	250,000
長期借入金の返済による支出	△78,758
社債の発行による収入	200,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	371,242
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	424,899
現金及び現金同等物の期首残高	1,169,882
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,594,781

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしに負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

・繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した額

繰延税金資産 42,853千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日

より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的に全て取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的に全て取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関して)

新型コロナウイルス感染症の影響については収束時期を正確に見通すことは現時点において困難ではありますが、当事業年度末において将来の事業計画及び将来キャッシュ・フロー等の予測に当たり重要な影響は生じておりません。また、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関しても、重要な影響を与えるものではないと判断しております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関して)

新型コロナウイルス感染症の影響については収束時期を正確に見通すことは現時点において困難ではありますが、当事業年度末において将来の事業計画及び将来キャッシュ・フロー等の予測に当たり重要な影響は生じておりません。また、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関しても、重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
貸倒引当金繰入額	△384千円	3,700千円
減価償却費	10,086	12,186
給与手当	299,887	361,642
おおよその割合		
販売費	77%	80%
一般管理費	23	20

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,075,000	—	—	1,075,000
A種優先株式	163,500	—	—	163,500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (百万円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(株)	1,075,000	—	—	1,075,000
A種優先株式	163,500	—	—	163,500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第8回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	796,380千円	1,169,882千円
現金及び現金同等物	796,380	1,169,882

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入によるものとする方針であります。デリバティブ取引に関しましては現在行っておらず、リスクを回避するために利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

広告掲載媒体提供企業への買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主にマーケティングソリューション事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。
また営業債権への保険の付保によりリスク低減を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきビジネスサポート部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち40%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2.を参照下さい）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	796,380	796,380	—
(2) 売掛金	238,834		
貸倒引当金（※1）	△171		
	238,662	238,662	—
資産計	1,035,043	1,035,043	—
(1) 買掛金	244,273	244,273	—
(2) 未払金	164,056	164,056	—
(3) 未払法人税等	36,577	36,577	—
(4) 未払消費税等	34,142	34,142	—
(5) 長期借入金（※2）	376,667	375,178	△1,488
負債計	855,716	854,227	△1,488

（※1）売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	2020年12月31日（千円）
出資金	10

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	796,380	—	—	—
売掛金	238,834	—	—	—
合計	1,035,215	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	120,086	83,877	62,465	44,556	26,289	39,394
合計	120,086	83,877	62,465	44,556	26,289	39,394

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入によるものとする方針であります。デリバティブ取引に関しましては現在行っており、リスクを回避するために利用する可能性があります、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

広告掲載媒体提供企業への未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主にマーケティングソリューション事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また営業債権への保険の付保によりリスク低減を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきビジネスサポート部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち33%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,169,882	1,169,882	—
(2) 売掛金	500,929		
貸倒引当金(※1)	△3,709		
	497,220	497,220	—
(3) 出資金	10	10	—
資産計	1,667,112	1,667,112	—
(1) 買掛金	486,644	486,644	—
(2) 未払金	254,518	254,518	—
(3) 未払法人税等	74,475	74,475	—
(4) 未払消費税等	58,985	58,985	—
(5) 長期借入金(※2)	336,583	335,362	△1,220
負債計	1,211,207	1,209,987	△1,220

(※1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 出資金

当出資金は2022年中に返還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,169,882	—	—	—
売掛金	500,929	—	—	—
合計	1,670,811	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	110,541	89,129	58,715	35,869	17,507	24,822
合計	110,541	89,129	58,715	35,869	17,507	24,822

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年3月26日	2015年7月24日	2016年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員7名	当社取締役2名 当社従業員15名 社外協力者1名	当社取締役1名 当社従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式240,000株	普通株式129,000株	普通株式108,000株
付与日	2015年4月1日	2015年7月31日	2016年3月31日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年4月1日～ 2025年2月末日	2017年8月1日～ 2025年6月30日	2018年4月1日～ 2026年2月末日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年8月19日	2018年8月1日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名	当社取締役1名 当社従業員18名	当社従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式28,800株	普通株式75,600株	普通株式43,800株
付与日	2016年8月20日	2018年9月1日	2019年4月1日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年9月1日～ 2026年8月末日	2020年9月2日～ 2028年9月1日	2021年4月1日～ 2029年3月31日

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員8名
株式の種類及び付与数	普通株式27,000株
付与日	2020年4月1日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年4月1日～ 2030年2月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年8月2日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2022年6月11日付株式分割（普通株式1株につき6株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年3月26日	2015年7月24日	2016年3月30日
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	168,000	97,800	78,600
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	168,000	97,800	78,600

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年8月19日	2018年8月1日	2019年3月27日
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	45,600	43,800
付与	—	—	—
失効	—	3,000	10,200
権利確定	—	42,600	—
未確定残	—	—	33,600
権利確定後（株）			
前事業年度末	27,000	—	—
権利確定	—	42,600	—
権利行使	—	—	—
失効	6,000	—	—
未行使残	21,000	42,600	—

	第7回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2020年3月27日
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	27,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	27,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2018年8月2日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2022年6月11日付株式分割（普通株式1株につき6株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年3月26日	2015年7月24日	2016年3月30日
権利行使価額(円)	3	9	12
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年8月19日	2018年8月1日	2019年3月27日
権利行使価額(円)	15	153	153
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年3月27日
権利行使価額(円)	153
行使時平均株価(円)	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—

(注) 2018年8月2日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2022年6月11日付株式分割(普通株式1株につき6株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式は、類似会社比準方式及びDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式等により算定された価格に基づき決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年3月26日	2015年7月24日	2016年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員7名	当社取締役2名 当社従業員15名 社外協力者1名	当社取締役1名 当社従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式240,000株	普通株式129,000株	普通株式108,000株
付与日	2015年4月1日	2015年7月31日	2016年3月31日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年4月1日～ 2025年2月末日	2017年8月1日～ 2025年6月30日	2018年4月1日～ 2026年2月末日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年8月19日	2018年8月1日	2019年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名	当社取締役1名 当社従業員18名	当社従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式28,800株	普通株式75,600株	普通株式43,800株
付与日	2016年8月20日	2018年9月1日	2019年4月1日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年9月1日～ 2026年8月末日	2020年9月2日～ 2028年9月1日	2021年4月1日～ 2029年3月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2020年3月27日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員8名	当社取締役1名 当社従業員47名
株式の種類及び付与数	普通株式27,000株	普通株式65,100株
付与日	2020年4月1日	2021年4月1日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年4月1日～ 2030年2月28日	2023年4月1日～ 2031年2月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年8月2日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2022年6月11日付株式分割（普通株式1株につき6株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年3月26日	2015年7月24日	2016年3月30日
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	168,000	97,800	78,600
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	6,000
未行使残	168,000	97,800	72,600

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年8月19日	2018年8月1日	2019年3月27日
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	33,600
付与	—	—	—
失効	—	—	3,000
権利確定	—	—	30,600
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	21,000	42,600	—
権利確定	—	—	30,600
権利行使	—	—	—
失効	1,200	3,000	—
未行使残	19,800	39,600	30,600

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年3月27日	2021年3月25日
権利確定前（株）		
前事業年度末	27,000	—
付与	—	65,100
失効	6,000	—
権利確定	—	—
未確定残	21,000	65,100
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2018年8月2日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2022年6月11日付株式分割（普通株式1株につき6株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年3月26日	2015年7月24日	2016年3月30日
権利行使価格(円)	3	9	12
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年8月19日	2018年8月1日	2019年3月27日
権利行使価格(円)	15	153	153
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2020年3月27日	2021年3月25日
権利行使価格(円)	153	677
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—

(注) 2018年8月2日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2022年6月11日付株式分割(普通株式1株につき6株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式は、類似会社比準方式及びDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式等により算定された価格に基づき決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	29,226千円
未払事業税	3,960 〃
その他	977 〃
繰延税金資産小計	34,165千円
評価性引当額	－ 〃
繰延税金資産合計	34,165千円
繰延税金負債	－千円
繰延税金資産純額	34,165千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	－%
住民税均等割	0.8%
法人税特別控除額	△5.3%
その他	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8%

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	28,895千円
未払事業税	7,934 〃
事業整理損失	3,081 〃
その他	2,942 〃
繰延税金資産小計	42,853千円
評価性引当額	－ 〃
繰延税金資産合計	42,853千円
繰延税金負債	－千円
繰延税金資産純額	42,853千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割	0.3%
法人税特別控除額	△5.2%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社は、事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社は、「SaaS事業」「マーケティングソリューション事業」「SPAIA事業」の3つを報告セグメントとしております。

「SaaS事業」は、自社開発のSiTestを用いたウェブサイト解析、アクセス解析、サイト制作、コンテンツ制作、コンサルティングによる包括的なデジタルマーケティング施策を顧客に提供しております。

「マーケティングソリューション事業」は、あらゆるインターネット広告の提案型運用、コンテンツ制作、アクセス解析を行い、内製による成果物を顧客に提供しております。

「SPAIA事業」は、自社開発によるSPAIAのメディア運用、AIによるプロ野球及びサッカーの勝敗予想、スーパー選手名鑑、SPAIA競馬メディアでAI競馬予想及び競馬データを一般消費者へ無償（一部有償）で提供しております。プロ野球及びサッカーのデータ提供元であるデータスタジアム株式会社と協業し、プロ野球一球速報ウィジェットを顧客に提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表 計上額 (注2)
	SaaS 事業	マーケティング ソリューション事業	SPAIA 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	279,537	532,628	70,702	882,868	—	882,868
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	279,537	532,628	70,702	882,868	—	882,868
セグメント利益又は損失(△)	102,685	313,687	△130,345	286,026	△164,901	121,124
セグメント資産	56,355	313,697	5,013	375,066	933,487	1,308,554
セグメント負債	32,758	513,249	9,657	555,665	503,831	1,059,496
その他の項目						
減価償却費	7,356	—	—	7,356	2,729	10,086
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 又は減少額(△)	4,377	—	—	4,377	8,667	13,045

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△164,901千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額933,487千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- (3) セグメント負債の調整額503,831千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社負債であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,667千円は、各セグメントに配分していない全社資産に係る投資額であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社は、「SaaS事業」「マーケティングソリューション事業」「SPAIA事業」の3つを報告セグメントとしております。

「SaaS事業」は、自社開発のSiTestを用いたウェブサイト解析、アクセス解析、サイト制作、コンテンツ制作、コンサルティングによる包括的なデジタルマーケティング施策を顧客に提供しております。

「マーケティングソリューション事業」は、あらゆるインターネット広告の提案型運用、コンテンツ制作、アクセス解析を行い、内製による成果物を顧客に提供しております。

「SPAIA事業」は自社開発によるSPAIAのメディア運用、AIによるプロ野球及びサッカーの勝敗予想、スーパー選手名鑑、SPAIA競馬メディアでAI競馬予想及び競馬データを一般消費者へ無償（一部有償）で提供しております。プロ野球及びサッカーのデータ提供元であるデータスタジアム株式会社と協業し、プロ野球一球速報ウィジェットを顧客に提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表 計上額 (注2)
	SaaS 事業	マーケティング ソリューション事業	SPAIA 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	431,987	677,264	106,545	1,215,796	—	1,215,796
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	431,987	677,264	106,545	1,215,796	—	1,215,796
セグメント利益又は損失(△)	238,429	399,529	△170,776	467,182	△175,419	291,763
セグメント資産	62,928	596,647	24,139	683,714	1,280,062	1,963,776
セグメント負債	47,475	857,243	38,274	942,992	569,727	1,512,720
その他の項目						
減価償却費	8,019	—	26	8,045	4,140	12,186
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 又は減少額(△)	6,779	—	450	7,229	7,038	14,268

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△175,419千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,280,062千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- (3) セグメント負債の調整額569,727千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社負債であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,038千円は、各セグメントに配分していない全社資産に係る投資額であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	金島 弘樹	—	—	当社 代表取締役 CEO	(被所有) 直接29.47 間接52.48	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	342	—	—

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っており、本書提出日現在において、当該債務被保証は解消しております。
2. 取引金額については、債務被保証の当事業年度末残高を記載しております。
3. 当社代表取締役CEO金島 弘樹の所有割合は、金島 弘樹の資産管理会社である株式会社ゴールドアイランドが所有する株式数を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	金島 弘樹	—	—	当社 代表取締役 CEO	(被所有) 直接29.47 間接52.48	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	315	—	—

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っており、本書提出日現在において、当該債務被保証は解消しております。
2. 取引金額については、債務被保証の当事業年度末残高を記載しております。
3. 当社代表取締役CEO金島 弘樹の所有割合は、金島 弘樹の資産管理会社である株式会社ゴールドアイランドが所有する株式数を含んでおります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	33.52円	60.70円
1株当たり当期純利益	11.62円	27.18円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	86,353	201,998
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	86,353	201,998
普通株式の期中平均株式数(株)	7,431,000	7,431,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(社債の発行)

当社は、2021年12月15日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月31日に無担保社債を発行しております。

その概要は次のとおりです。

社債の名称	株式会社グラッドキューブ第1回無担保社債(株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定)
社債の総額	金200,000千円
各社債の金額	20,000千円の1種
利率(%)	① 発行日の翌日から2022年7月31日まで年0.14% ② 2022年7月31日の翌日以降は6ヶ月TIBORに0.0%を加えた利率
発行価格	各社債の金額100円につき金100円
発行日	2022年1月31日
償還の方法及び償還期限	毎年1月末日及び7月末日(銀行休業日の場合には、その前銀行営業日)に、各社債の金額に対し、各社債あたりの償還額を額面100円につき100円でそれぞれ償還する。
担保の内容	株式会社みずほ銀行による保証が付されております。また本社債のために特に留保されている資産はありません。
資金の使途	事業資金

(株式分割)

当社は、2022年6月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年6月11日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2022年6月10日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき6株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数(株)	1,238,500
今回の分割により増加する株式数(株)	6,192,500
株式分割後の発行済株式総数(株)	7,431,000
株式分割後の発行可能株式総数(株)	29,700,000

なお、2022年6月10日開催の臨時株主総会決議により、2022年6月10日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,950,000株増加し、4,950,000株となっております。

③ 株式分割の効力発生日

2022年6月11日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当第2四半期累計期間の利益剰余金の期首残高、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

（四半期損益計算書関係）

※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
貸倒引当金繰入額	△1,567千円
減価償却費	6,720
給与手当	194,218

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金勘定	1,594,781千円
現金及び現金同等物	1,594,781

（株主資本等関係）

当第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期 損益計算書 計上額 (注2)
	SaaS 事業	マーケティング ソリューション事業	SPAIA 事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	276,083	414,673	84,582	775,339	—	775,339
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	276,083	414,673	84,582	775,339	—	775,339
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	276,083	414,673	84,582	775,339	—	775,339
セグメント利益又は損失(△)	164,400	272,405	△56,171	380,634	△97,394	283,239

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△97,394千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益(円)	25.01
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	185,819
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	185,819
普通株式の期中平均株式数(株)	7,431,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

また、当社は2022年6月10日開催の取締役会において、2022年6月11日を効力発生日として、普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり四半期純利益」については、期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

⑤ 【附属明細表】（2021年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	20,642	—	601	20,041	5,635	1,379	14,405
工具、器具及び備品	2,656	492	—	3,148	2,075	374	1,073
有形固定資産計	23,299	492	601	23,189	7,711	1,753	15,478
無形固定資産							
ソフトウェア	54,971	12,512	—	67,484	34,431	10,432	33,052
ソフトウェア仮勘定	6,117	19,770	15,693	10,193	—	—	10,193
無形固定資産計	61,088	32,282	15,693	77,677	34,431	10,432	43,246
長期前払費用	5,169	867	1,748	4,288			4,288

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	本社	社内システム機能開発	12,163千円
ソフトウェア	本社	SiTest追加開発	5,270 〃
工具、器具及び備品	本社	PC	492 〃

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	本社	社内システム機能開発	6,117千円
ソフトウェア仮勘定	本社	SiTest追加開発	5,270 〃
建物附属設備	本社	オフィスパーティション	601 〃

3. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	120,086	110,541	0.83	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	256,581	226,042	0.83	2023年1月4日～ 2030年7月30日
合計	376,667	336,583	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	89,129	58,715	35,869	17,507

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	171	3,709	—	171	3,709

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2021年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,169,882
小計	1,169,882
合計	1,169,882

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	163,453
株式会社ツクイスタッフ	28,053
株式会社共生	16,891
京セラ株式会社	15,830
合同会社DMM.com	15,599
その他	261,101
合計	500,929

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
238,834	4,621,445	4,359,349	500,929	89.7	29.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
表彰用商品券	121
合計	121

④ 前渡金

区分	金額(千円)
広告費	146,761
合計	146,761

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
グーグル合同会社	360,328
Facebook Ireland Limited	63,740
Twitter Asia Pacific Pte. Ltd.	10,801
SMN株式会社	9,478
Indeed Japan株式会社	8,535
その他	33,760
合計	486,644

⑥ 未払金

区分	金額(千円)
クレジットカード	245,213
その他	9,304
合計	254,518

⑦ 預り金

区分	金額(千円)
広告費	165,833
その他	22,834
合計	188,667

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料 (注) 2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告に よることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://glad-cube.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年 6月10日	—	—	—	MICイノベーション4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役社長 海老澤 観	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞ヶ関ビル4階	特別利害関係者等(大株主上位10位)	A種優先株式△109,000 普通株式109,000	—	(注) 4
2022年 6月10日	—	—	—	NTTインベストメント・パートナーズファンド2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社NTTドコモ・ベンチャーズ 代表取締役社長 佐原 優子	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル31階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△54,500 普通株式54,500	—	(注) 4

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2020年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当社は、2022年5月26日開催の取締役会においてA種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月10日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、当該優先株式の発行時の価格はDCF法により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっており、当社が取得したA種優先株式は、2022年6月10日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
5. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っているのですが、上記「移動株数(株)」、「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数(株)」、「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2020年4月1日	2021年4月1日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 4,500株 (注) 5	普通株式 10,850株 (注) 6
発行価格	917円 (注) 3	4,062円 (注) 3
資本組入額	458.5円	2,031円
発行価額の総額	4,126,500円	44,072,700円
資本組入額の総額	2,063,250円	22,036,350円
発行方法	2020年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年3月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2021年12月31日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	917円	4,062円
行使期間	2022年4月1日から 2030年2月28日まで	2023年4月1日から 2031年2月28日まで
新株予約権の行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員3名)により、新株予約権①の発行数3,000株、発行価額の総額2,751,000円、資本組入額の総額は1,375,500円となっております。
6. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員9名)により、新株予約権②の発行数9,200株、発行価額の総額37,370,400円、資本組入額の総額は18,685,200円となっております。
7. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
三代 豪	大阪府箕面市	会社員	9,000	1,377,000 (153)	当社の従業員
井内 寛	京都府京都市中京区	会社員	3,000	459,000 (153)	当社の従業員
竹村 脩平	大阪府豊中市	会社員	2,400	367,200 (153)	当社の従業員
大原 洸	大阪府大阪市中央区	会社員	1,800	275,400 (153)	当社の従業員
藤岡 亮太	大阪府交野市	会社員	1,800	275,400 (153)	当社の従業員

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西村 美希	京都府城陽市	会社役員	18,000	12,186,000 (677)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
柿木 亮佑	兵庫県神戸市東灘区	会社員	3,000	2,031,000 (677)	当社の従業員
川畑 雅哉	大阪府豊中市	会社員	3,000	2,031,000 (677)	当社の従業員
佐谷 建斗	大阪府寝屋川市	会社員	3,000	2,031,000 (677)	当社の従業員
村上 蛍	兵庫県神戸市北区	会社員	3,000	2,031,000 (677)	当社の従業員
竹村 脩平	大阪府豊中市	会社員	3,000	2,031,000 (677)	当社の従業員
廣石 高幸	大阪府富田林市	会社員	2,400	1,624,800 (677)	当社の従業員
井上 実里	大阪府大阪市浪速区	会社員	1,800	1,218,600 (677)	当社の従業員
出口 浩次	京都府京都市下京区	会社員	1,800	1,218,600 (677)	当社の従業員
清水 渉	京都府長岡京市	会社員	1,800	1,218,600 (677)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容 等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
藤野 佑	兵庫県尼崎市	会社員	1,800	1,218,600 (677)	当社の従業員
梶井 祥	大阪府大阪市北区	会社員	1,200	812,400 (677)	当社の従業員
木村 廣国	神奈川県川崎市高津区	会社員	1,200	812,400 (677)	当社の従業員
辻 一志	大阪府堺市西区	会社員	1,200	812,400 (677)	当社の従業員

- (注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は25名であり、その株式の総数は9,000株であります。
2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
3. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

株式

「第四部「株式公開情報」第1「特別利害関係者等の株式等の移動状況」」に記載のとおりであります。

新株予約権

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の 氏名又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2021年 6月30日	井内 寛	京都府京都市中京区	当社の従業員	井内 絵美子	京都府京都市中京区	当社の元従業員の配偶者	3,000	153	相続による承継 (注) 1

- (注) 1. 井内 寛氏のご逝去に伴い、新株予約権の契約内容に従い、配偶者である井内 絵美子氏に相続されたものであります。
2. 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ゴールドアイランド (注) 1、5	大阪府大阪市中央区南本町四丁目3番16号 2207号室	3,900,000	49.22
金島 弘樹 (注) 1、2	大阪府大阪市中央区	2,190,000	27.64
MICイノベーション4号投資事業 有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞ヶ関ビル4階	654,000	8.25
NTTインベストメント・パートナ ーズファンド2号投資事業有限 責任組合 (注) 1	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル31階	327,000	4.13
金島 由樹 (注) 1、3、4	大阪府大阪市生野区	306,000 (66,000)	3.86 (0.83)
財部 友希 (戸籍名：畝田 友希) (注) 1、4	神奈川県川崎市宮前区	204,000 (84,000)	2.57 (1.06)
上杉 辰夫 (注) 4	大阪府大阪市生野区	42,000 (42,000)	0.53 (0.53)
玉屋 宏祐 (注) 6	大阪府茨木市	36,000 (36,000)	0.45 (0.45)
松田 政志 (注) 6	東京都品川区	36,000 (36,000)	0.45 (0.45)
西村 美希 (注) 4	京都府城陽市	36,000 (36,000)	0.45 (0.45)
牧 昂紘 (注) 6	大阪府大阪市天王寺区	15,000 (15,000)	0.19 (0.19)
森住 曜二 (注) 4	兵庫県神戸市東灘区	15,000 (15,000)	0.19 (0.19)
宮島 敬右 (注) 6	兵庫県尼崎市	12,000 (12,000)	0.15 (0.15)
請川 公一 (注) 6	大阪府大阪市天王寺区	9,000 (9,000)	0.11 (0.11)
三代 豪 (注) 6	大阪府箕面市	9,000 (9,000)	0.11 (0.11)
古田 英里子 (注) 6	東京都新宿区	9,000 (9,000)	0.11 (0.11)
南 吉隆 (注) 6	大阪府大阪市阿倍野区	9,000 (9,000)	0.11 (0.11)
久保 健人 (注) 6	大阪府大阪市阿倍野区	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
大塚 健士郎 (注) 6	大阪府枚方市	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
西坂 恵美 (注) 6	大阪府大阪市住吉区	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
村上 蛭 (注) 6	兵庫県神戸市北区	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
竹村 脩平 (注) 6	大阪府豊中市	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
川畑 雅哉 (注) 6	大阪府豊中市	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
柿木 亮佑 (注) 6	兵庫県神戸市東灘区	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
佐谷 建斗 (注) 6	大阪府寝屋川市	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
廣石 高幸 (注) 6	大阪府富田林市	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
森永 哲平 (注) 6	大阪府豊中市	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
Megzari Raphael (注) 7	東京都目黒区	6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
高橋 尚大 (注) 6	東京都板橋区	4,200 (4,200)	0.05 (0.05)
井内 絵美子 (注) 8	京都府京都市中京区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
松尾 享祐 (注) 6	大阪府大阪市東成区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
小林 真 (注) 6	大阪府大阪市東淀川区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
米村 啓 (注) 6	大阪府堺市北区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
野村 菜津美 (注) 6	千葉県柏市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
藤岡 亮太 (注) 6	大阪府交野市	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
大原 洸 (注) 6	大阪府大阪市中央区	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
井上 実里 (注) 6	大阪府大阪市浪速区	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
出口 浩次 (注) 6	京都府京都市下京区	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
清水 渉 (注) 6	京都府長岡京市	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
藤野 佑 (注) 6	兵庫県尼崎市	1,800 (1,800)	0.02 (0.02)
栄井 ゆみ (注) 6	大阪府大阪市西区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
袁 泉 (注) 6	大阪府大阪市淀川区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
光野 歌穂 (注) 6	大阪府大阪市鶴見区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
酒井 友里恵 (注) 6	大阪府河内長野市	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
梶井 祥 (注) 6	大阪府大阪市北区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
木村 廣国 (注) 6	神奈川県川崎市高津区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
辻 一志 (注) 6	大阪府堺市西区	1,200 (1,200)	0.02 (0.02)
所有株式数600株の株主6名		3,600 (3,600)	0.05 (0.05)
所有株式数300株の株主20名		6,000 (6,000)	0.08 (0.08)
計	—	7,923,600 (492,600)	100.00 (6.22)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役CEO)
3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役CEOの二親等内の血族)
4. 特別利害関係者等 (当社取締役)
5. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
6. 当社従業員
7. 当社の社外協力者
8. 当社元従業員の配偶者
9. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社グラッドキューブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹 山 直 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラッドキューブの2020年1月1日から2020年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラッドキューブの2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社グラッドキューブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹 山 直 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラッドキューブの2021年1月1日から2021年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラッドキューブの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月12日

株式会社グラッドキューブ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹 山 直 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラッドキューブの2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グラッドキューブの2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

喜びをカタチにする

